

七戸町公共下水道事業・農業集落排水事業  
経営戦略【改訂版】

特定環境保全公共下水道編

令和6年3月

七 戸 町 上 下 水 道 課

# 目 次

1. 経営戦略策定の趣旨	1
1.1 経営戦略策定の目的	1
1.2 経営戦略の位置付け	2
1.3 対象とする事業	2
1.4 計画期間	2
2. 下水道事業の現状と課題	3
2.1 下水道事業の沿革	3
2.2 下水道計画概要	5
2.3 下水道の整備状況	7
2.4 下水道の経営状況	12
2.5 既経営戦略に基づく取組みの評価	22
3. 経営の基本方針	24
4. 建設投資・財源計画	25
4.1 建設投資計画	25
4.2 建設財源計画	27
5. 使用料収入の見通し	31
5.1 将来人口予測	31
5.2 有収水量	34
5.3 下水道使用料	34
6. 投資・財政計画（収支計画）	36
7. 効率化・経営健全化への取組	42
7.1 組織、人材、定員、給与に関する事項	42
7.2 広域化に関する事項	42
7.3 民間の資金・ノウハウの活用等に関する事項	43
7.4 その他の経営基盤の強化に関する事項	43
7.5 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の 不足額がある場合にはその解消策	43
7.6 資金管理・調達に関する事項	43
7.7 情報公開に関する事項	43
7.8 その他重点事項	43
7.9 目標に向けたロードマップ	44
7.10 経営戦略の進捗管理	45

## 1. 経営戦略策定の趣旨

### 1.1 経営戦略改定の目的

七戸町は、青森県の東部、上北郡の西北に位置し、東から北は東北町、南は十和田市、西は八甲田連峰で県都青森市、平内町と接し、総面積 337.23km<sup>2</sup> を有する自然環境豊かな内陸部の農業を基幹産業とする町である。なお、現在の七戸町は、平成 17 年 3 月 31 日に旧天間林村との合併により誕生した。

本町の特定環境保全公共下水道事業（天間林処理区）は、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図る目的で、平成 5 年に「下水道基本構想」を策定、平成 8 年に事業着手し、令和 4 年度末現在では事業計画区域面積の約 99%（約 191.4ha）の整備が完了している。

下水道施設により汚水を処理することは、七戸町の生活環境保全、自然環境保全に重要な役割を果たしており、将来にわたり安定的に事業を継続していくことが重要である。

一方で、人口減少による収入の減少、施設の老朽化に伴う改築費用の増加等、下水道事業を取り巻く環境は、今後厳しさを増すことが予想され、事業継続のためには、将来の経営環境を見越した中長期的な視点で、計画的に運営していくことが求められる。

本町の公共下水道事業においても、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として、平成 30 年度に「経営戦略」を策定した。令和 5 年現時点で策定から 5 年が経過し、町の人口動向、賃金や物価の上下動、下水道計画区域の縮小やストックマネジメント計画等の取組など、事業運営に関わる様々な要素が変化した。

さらに、本町の特定環境保全公共下水道事業は、令和 6 年 4 月から地方公営企業法適用企業へと移行する計画である。

これらを踏まえ、下水道事業の経営・投資の合理化及び持続可能な下水道事業運営を図ることを目的に、経営戦略の改定を行う。

現況の把握、課題の抽出、将来の見通しとそれに対する対策を取りまとめた「経営戦略」を策定し、これに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより経営基盤の強化を図るものである。

## 1.2 経営戦略の位置付け

平成26年8月に総務省から通知された『公営企業の経営に当たっての留意事項について』において、経営基盤の強化、財政マネジメントに取り組むための「経営戦略」の策定が要請された。さらに、令和4年1月の同省の通知『「経営戦略」の改定推進について』では、PDCAサイクルを通じて質を上げていくため、「経営戦略」を3年から5年以内に見直すことの要請が記された。これと同時に、「経営戦略策定・改定マニュアル」及び「経営戦略の策定に関するQ&A」が改定され、「経営戦略確認リスト」に必須項目等が追加された。

そこで、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として平成30年度に策定した「七戸町公共下水道事業経営戦略」について、これまでの取組成果の検証・評価を行い、より質の高い「経営戦略」に改定する。

## 1.3 対象とする事業

対象事業	七戸町特定環境保全公共下水道事業（天間林処理区）
------	--------------------------

## 1.4 計画期間

経営戦略の計画期間は、総務省から発刊されている「経営戦略策定・改定ガイドライン改訂版（平成31年3月29日）」によると、“事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定すること”となっている。

本町の現経営戦略では、令和6年度を目標に下水道計画区域内の管路施設の整備を終える予定であることから、整備完了を一定の区切りと考え、最小単位の10年間を計画期間としている。

以上より、今回の改定においても、経営戦略の計画期間は10年とする。

なお、上記期間内であっても、ストックマネジメント等の他計画の見直し、行政・社会経済環境の変化等により本計画の内容を見直す必要がある場合には、随時変更を行うものとする。

計画期間	令和6年度～令和15年度（10年間）
------	--------------------

## 2. 下水道事業の現状と課題

### 2.1 下水道事業の沿革

本町の特定環境保全公共下水道事業は、公共用水域の水質保全を図る目的で、平成5年度に「下水道基本構想」、平成6年度に「全体計画」を策定し、平成8年度に事業に着手、平成14年4月に一部供用を開始している。

下水道整備は、旧天間林村の中心部およびその周辺を計画区域として位置付け、事業を実施してきている。

また、既全体計画の策定から10年以上が経過して、計画フレーム（人口、汚水量原単位等）の見直しが必要になったこと、下水道法施行令の一部改正（平成16年4月1日施行）を受けて、計画放流水質の設定を行うことが必要となったことから、平成18年に全体計画の見直しを行っている。

平成24年度には、上位計画である「高瀬川水域流域別下水道整備総合計画」の見直しを受け、平成23年度に策定された「青森県汚水処理施設整備構想」に基づき、全体計画の見直しを行っている。

さらに、令和4年度には、早期の汚水処理施設整備の概成を目指す観点から、効率的な整備が可能となるよう全体計画区域の再編を行うため、全体計画の見直しを実施し、令和5年度には全体計画区域と整合を図るために、事業計画の変更を行っている。

これらの変更を経ながら、現在に至るまで下水道の整備と維持管理を鋭意推進してきたところである。天間林処理区の令和4年度末現在の整備状況は事業計画面積（193.5ha）の約99%（191.4ha）となっている。

なお、下水道整備は概成し、令和5年度（今年度）に事業計画の変更を行い、事業計画面積を191.4haに変更する予定である。

特定環境保全公共下水道事業（天間林処理区）の沿革を表3.2.1に示す。

表 3.2.1 下水道事業の沿革（天間林処理区）

計画種別	策定年次	計画目標年次	計画面積	計画人口	備 考
基本構想	平成5年	—	346ha	—	
全体計画	平成6年	平成27年	321ha	4,210人	計画日最大汚水量：1,980m <sup>3</sup> /日
事業計画	平成7年	平成13年	49ha	650人	
事業計画	平成8年	平成13年	49ha	650人	旧七戸町、旧天間林村、旧東北町および旧上北町における共同汚泥処理を事業計画として位置づける。
事業計画	平成12年	平成21年	186ha	2,480人	
<b>市町村合併（平成17年3月31日）</b>					
全体計画	平成18年	平成27年	321ha	3,400人	計画日最大汚水量：1,400 m <sup>3</sup> /日
事業計画	平成21年	平成25年	186ha	2,480人	①目標年次の延伸 ②計画放流水質 BOD=15mg/ℓ
全体計画	平成24年	平成42年	263ha	2,100人	計画日最大汚水量：850 m <sup>3</sup> /日
事業計画	平成24年	平成32年	191ha	2,150人	①目標年次の延伸 ②計画面積再計測による修正
事業計画	平成27年	平成32年	191ha	2,150人	①改正下水道法施行に伴う事業計画書等の変更
全体計画	平成30年	平成42年	263ha	2,100人	計画日最大汚水量：490 m <sup>3</sup> /日
事業計画	平成30年	平成32年	191ha	2,150人	
全体計画	令和2年	令和22年	193ha	1,210人	計画日最大汚水量：470m <sup>3</sup> /日
事業計画	令和2年	令和8年	202ha	1,880人	①今後下水道による整備が困難な地区の削除 ②今後下水道による整備区域の精査で生じた地区の追加
全体計画	令和4年	令和22年	191ha	1,190人	計画日最大汚水量：460 m <sup>3</sup> /日
事業計画	令和5年	令和8年	191ha	1,860人	①今後下水道による整備が困難な地区の削除 ②今後下水道による整備区域の精査で生じた地区の追加 ③移動脱水車から定置式脱水機への変更

## 2.2 下水道計画概要

特定環境保全公共下水道事業（天間林処理区）の全体計画及び今年度見直し策定予定の事業計画の概要を表3.2.2に下水道事業計画図を図3.2.1に示す。

表3.2.2 下水道計画概要表

項目	全体計画 [令和4年度策定]	事業計画 [令和5年度策定]
計画目標年次	令和22年度	令和8年度
下水道計画区域	191.40ha	191.40ha
将来行政区域内人口 (内、旧天間林村)	9,410人 (3,589人)	12,870人 (5,639人)
計画処理人口	1,190人	1,860人
下水排除方式	分流式	分流式
計画汚水量(日平均)	380m <sup>3</sup> /日	590m <sup>3</sup> /日
(日最大)	460m <sup>3</sup> /日	720m <sup>3</sup> /日
(時間最大)	670m <sup>3</sup> /日	1,040m <sup>3</sup> /日
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法
処理能力	1,400m <sup>3</sup> /日	1,400m <sup>3</sup> /日
系列数	2系列	2系列
計画流入水質(BOD)	218mg/ℓ	220mg/ℓ
(SS)	169mg/ℓ	170mg/ℓ
計画放流水質(BOD)	15mg/ℓ	15mg/ℓ
(SS)	40mg/ℓ	40mg/ℓ

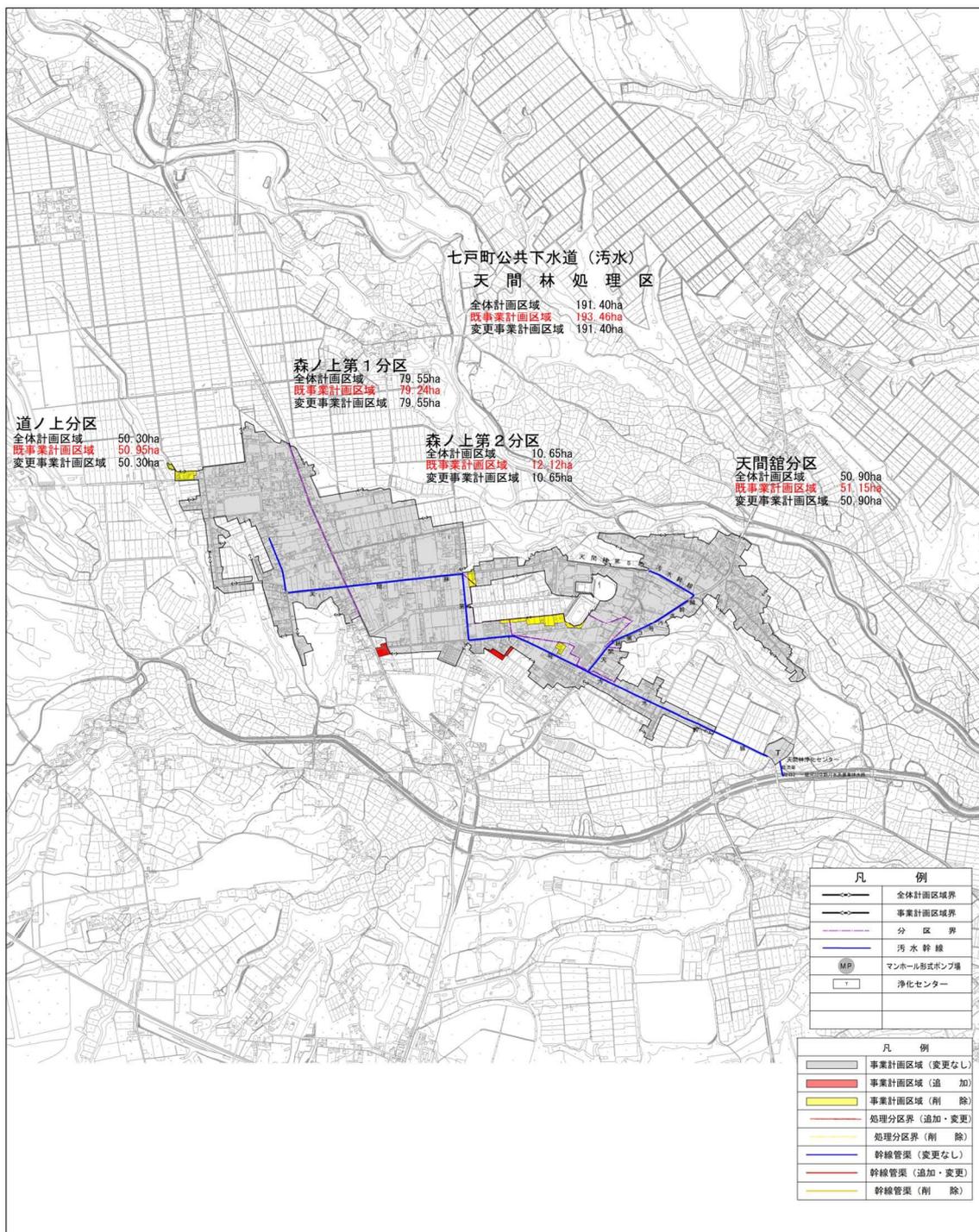


図 3.2.1 下水道事業計画図 (今年度変更予定含む)

2.3 下水道の整備状況

平成25年度から令和4年度の直近10年間の整備による状況の推移を表3.2.3に示す。有収水量は、処理区域面積の拡大に伴い、平成29年度までは増加しているが、平成30年度以降は横ばいに推移している。

表3.2.3 下水道の整備による推移

項目	単位	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
事業計画面積 ①	ha	191	191	191	191	191	191	191	194	194	194
整備面積 ②	ha	147	153	158	164	169	170	170	193	193	191
整備率 ③=②/①	%	77.1	80.3	82.7	85.8	88.4	89.2	89.2	99.5	99.5	98.9
行政人口(町) ④	人	16,871	16,655	16,382	16,118	15,904	15,603	15,286	14,994	14,769	14,478
処理区域内行政人口 ⑤	人	2,638	2,620	2,609	2,575	2,571	2,522	2,509	2,186	2,152	2,153
処理人口(整備済) ⑥	人	1,985	1,988	1,989	1,970	2,034	2,021	2,014	2,087	2,070	2,061
普及率 ⑦=⑥/④	%	11.8	11.9	12.1	12.2	12.8	13.0	13.2	13.9	14.0	14.2
普及率(処理区内) ⑧=⑥/⑤	%	75.2	75.9	76.2	76.5	79.1	80.1	80.3	95.5	96.2	95.7
水洗化人口 ⑨	人	1,459	1,483	1,532	1,518	1,548	1,543	1,587	1,602	1,599	1,603
水洗化率 ⑩=⑨/⑥	%	73.5	74.6	77.0	77.1	76.1	76.3	78.8	76.8	77.2	77.8
有収水量 ⑪	千m <sup>3</sup> /年	163	167	168	171	173	164	157	164	161	162

出典：「整備状況調書（H25～R4）」より

(1) 下水道の普及状況

特定環境保全公共下水道施設は平成14年度に供用を開始し、令和4年度末現在、事業計画区域面積193.5haに対し191.4haの整備が完了している。また、処理区の下水道普及率（処理人口/処理区域内行政人口）は95.7%、となっている。普及率が令和2年度以降で飛躍しているのは、令和元年度の全体計画の見直しで一部区域を浄化槽整備へと変更したことによる。

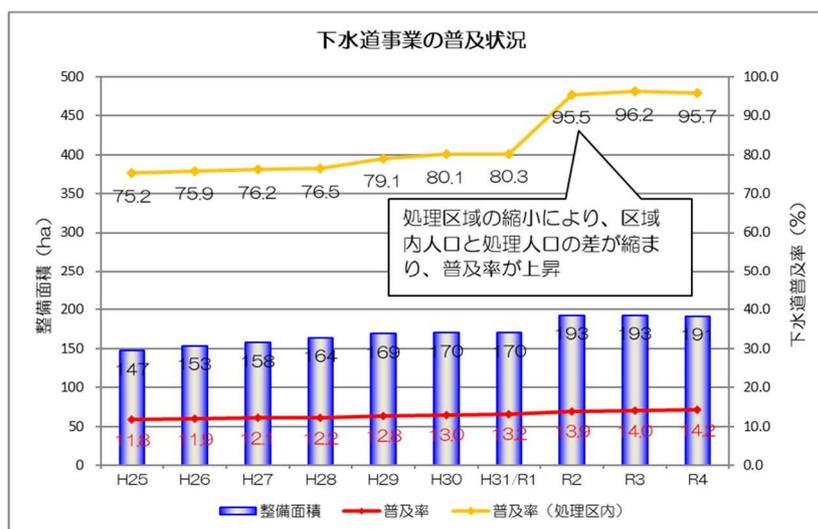


図3.2.2 下水道の普及率の推移

(2) 水洗化の状況

令和4年度末現在、下水道（天間林処理区）へ接続可能な人口2,061人の内、1,603人が接続しており、水洗化率（水洗化人口/処理人口（整備済））は77.8%となっている。傾向として、水洗化率は横ばいである。

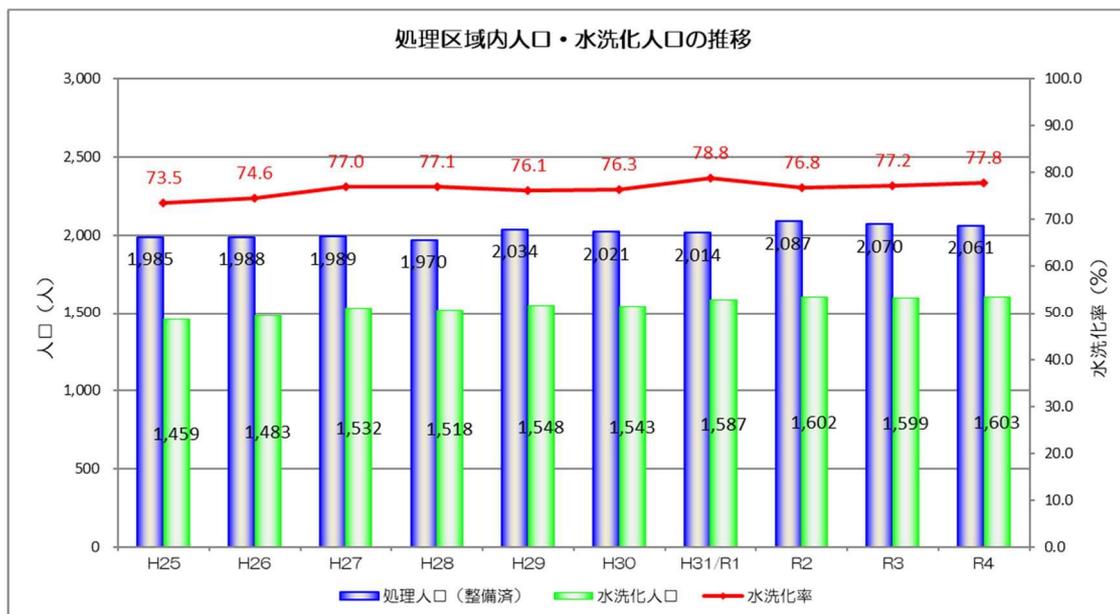


図 3.2.3 水洗化の推移

(3) 有収水量の状況

下水道使用料の対象となる有収水量は令和4年度末現在、約162千m<sup>3</sup>/年となっており、概ね水洗化人口と同様に横ばいである。

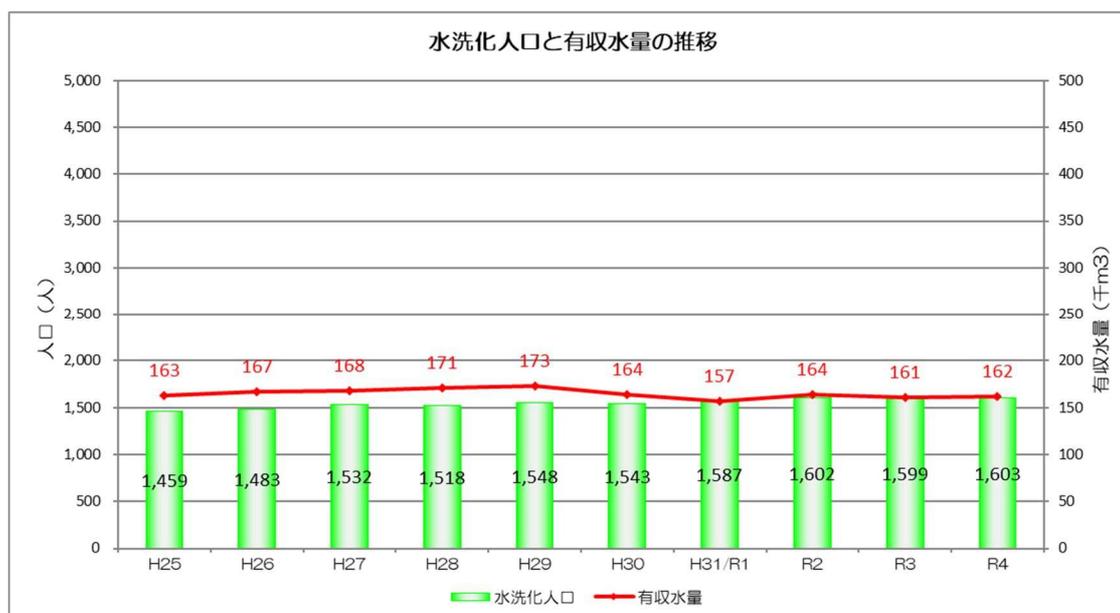


図 3.2.4 有収水量の推移

(4) 管渠の整備状況

特定環境保全公共下水道事業（天間林処理区）の管渠布設工事は、平成9年度から開始しており、令和3年度末の総整備延長は約28.1kmとなっている。

汚水管渠の管種は使用用途、埋設条件等により選定しているが、耐酸性があり経済性に優れる硬質塩化ビニル管を主体に整備が行われている。

表 3.2.4 汚水管渠の整備延長

年度	コンクリート			塩ビ等						合計	累計	
	φ250	φ350	小計	φ50	φ75	φ150	φ200	φ250	φ350			小計
平成9年度		535.0	535.0			589.9				589.9	1,124.9	1,124.9
平成10年度	446.5	371.0	817.5			942.8				942.8	1,760.3	2,885.2
平成11年度	1,023.8		1,023.8			1,915.9	176.7	461.9		2,554.4	3,578.2	6,463.4
平成12年度	305.1		305.1			1,799.6			169.4	1,969.0	2,274.1	8,737.5
平成13年度						1,153.5	289.9			1,443.4	1,443.4	10,180.9
平成14年度						1,270.3				1,270.3	1,270.3	11,451.2
平成15年度						2,590.4				2,590.4	2,590.4	14,041.6
平成16年度					90.6	2,997.2				3,087.8	3,087.8	17,129.4
平成17年度				81.9		4,177.2	33.6			4,292.6	4,292.6	21,422.0
平成18年度					250.8	1,373.6	200.3			1,824.7	1,824.7	23,246.7
平成19年度												23,246.7
平成20年度												23,246.7
平成21年度						17.2		197.6		214.8	214.8	23,461.5
平成22年度						498.3				498.3	498.3	23,959.8
平成23年度						668.8				668.8	668.8	24,628.7
平成24年度					138.0	898.5				1,036.4	1,036.4	25,665.1
平成25年度						977.1				977.1	977.1	26,642.2
平成26年度						238.7				238.7	238.7	26,880.9
平成27年度						248.7				248.7	248.7	27,129.6
平成28年度						329.3				329.3	329.3	27,458.8
平成29年度						352.2				352.2	352.2	27,811.0
平成30年度						259.2				259.2	259.2	28,070.2
平成31(令和元)年度												28,070.2
令和2年度												28,070.2
令和3年度												28,070.2
令和4年度												28,070.2
合計	1,775.4	906.0	2,681.4	81.9	479.4	23,298.3	700.4	659.5	169.4	25,388.9	28,070.2	28,070.2

※塩ビ等：硬質塩化ビニル管、硬質塩化ビニル管（リブ付）、プラスチックリブ管、推進用硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管  
 ※コンクリート：ヒューム管、推進用鉄筋コンクリート管、小口径推進用鉄筋コンクリート管

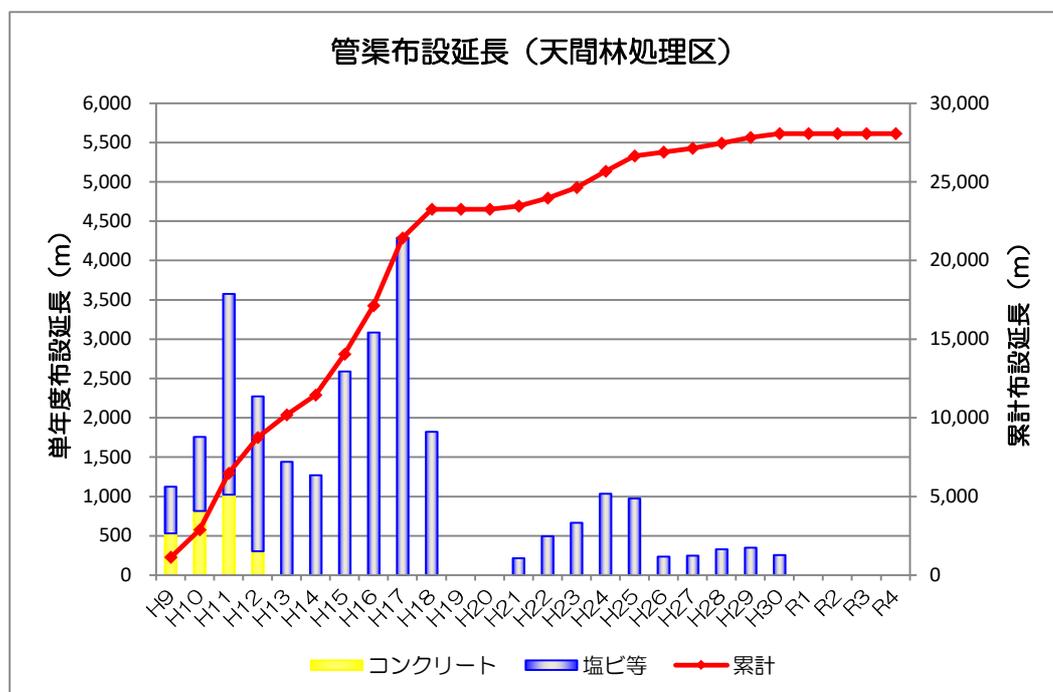


図 3.2.5 管渠布設延長の推移

管渠整備は、これまでに約 3,222 百万円の事業費を投じて進めてきているが、整備した管渠を恒久的に使用できるわけではなく、持続的に下水道施設を利用するためには、将来、全ての管渠の更新が必要となる。

単純に標準耐用年数である 50 年で更新を行うと仮定すると、令和 35 年前後に事業が集中する。事業費の集中は財政面での不安材料となることから、ストックマネジメント計画を策定し、施設の延命化を図りつつ、事業量の平準化を推進していく必要がある。

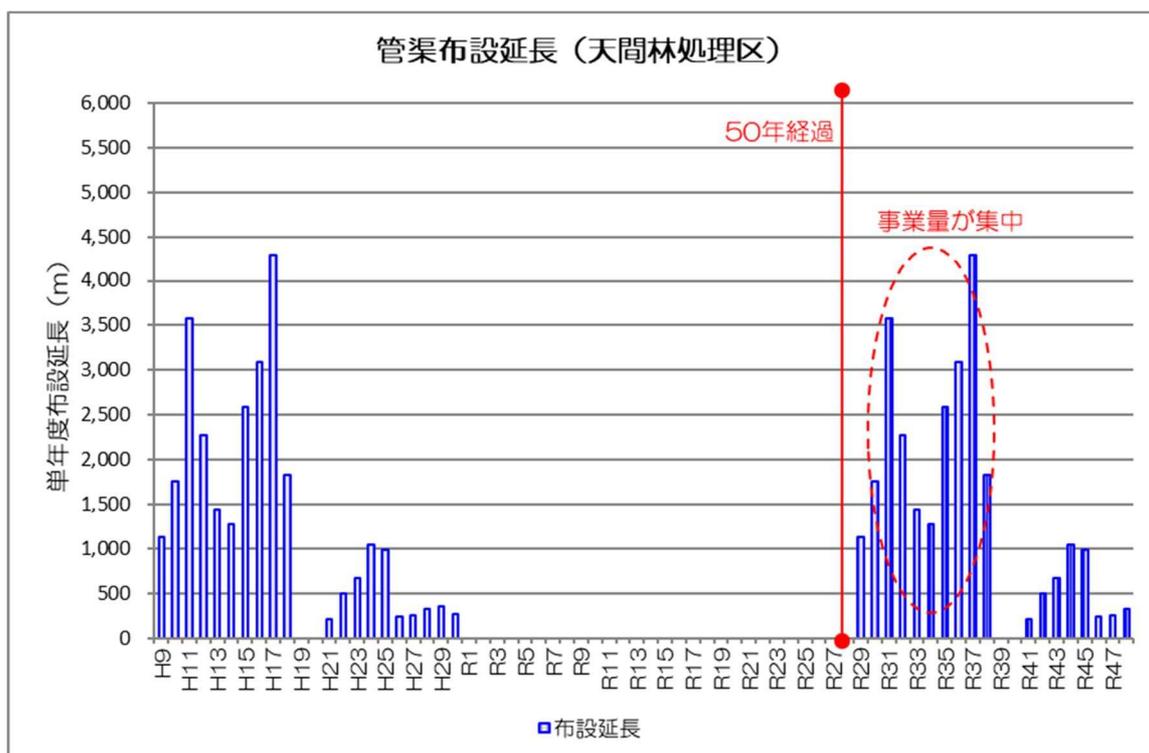


図 3.2.6 管渠更新延長の予測

(5) 処理場施設の整備状況

終末処理場である天間林浄化センターの施設は平成14年3月に完工し、同年6月に運転を開始している。設備機器に関しては標準耐用年数(10年~15年)を経過しているものも多数ある。施設の延命化を図りつつ、計画的な更新を行っていくため、平成29年3月にストックマネジメント計画を策定した。同計画の実施結果を随時評価・見直ししており、令和4年1月には第3回改訂を実施している。

表 3.2.5 天間林浄化センターの施設概要

天間林浄化センター

施設	名称	構造または形式	形状寸法	能力又は容量	数量	完工年	備考
水処理施設	流入管渠		φ350	0.22 m <sup>3</sup> /s	1 式	平成14年3月	
	砂溜分水槽	鉄筋コンクリート造			1 槽	平成14年3月	
	オキシデーションディッチ	鉄筋コンクリート造	池幅3.5m、有効水深2.5m、長83m	720 m <sup>3</sup> /池	2 池	平成14年3月 平成22年3月	馬蹄型 平成22年に増設
	曝気装置	縦軸スクリュー式			2 基	平成14年3月 平成22年4月	平成22年に増設
	最終沈殿池	鉄筋コンクリート造	池内径11.0m、有効水深3.5m	369 m <sup>3</sup> /池	2 池	平成14年3月 平成22年5月	平成22年に増設
	砂ろ過棟	鉄筋コンクリート造		ろ過速度 200 m/日	1 棟	平成14年3月	上向流床式
	塩素接触タンク	鉄筋コンクリート造	水路幅1.0m、有効水深1.0m、水路長10.5m	接触時間 15 分	1 池	平成14年3月	
	放流管渠			0.012 m <sup>3</sup> /S	1 式	平成14年3月	
汚泥処理施設	汚泥濃縮槽	鉄筋コンクリート造	φ3.3m、有効水深4.0m	固形物負荷 40 kg/m <sup>2</sup> ・日	1 槽	平成14年3月	重力式
	汚泥貯留槽	鉄筋コンクリート造	槽幅3.3m、槽長3.2m	貯留日数 約3 日	1 槽	平成14年3月	
共通施設	管理棟	鉄筋コンクリート造			1 棟	平成14年3月	
	受変電設備				1 式	平成14年3月	

出典：処理施設能力調書

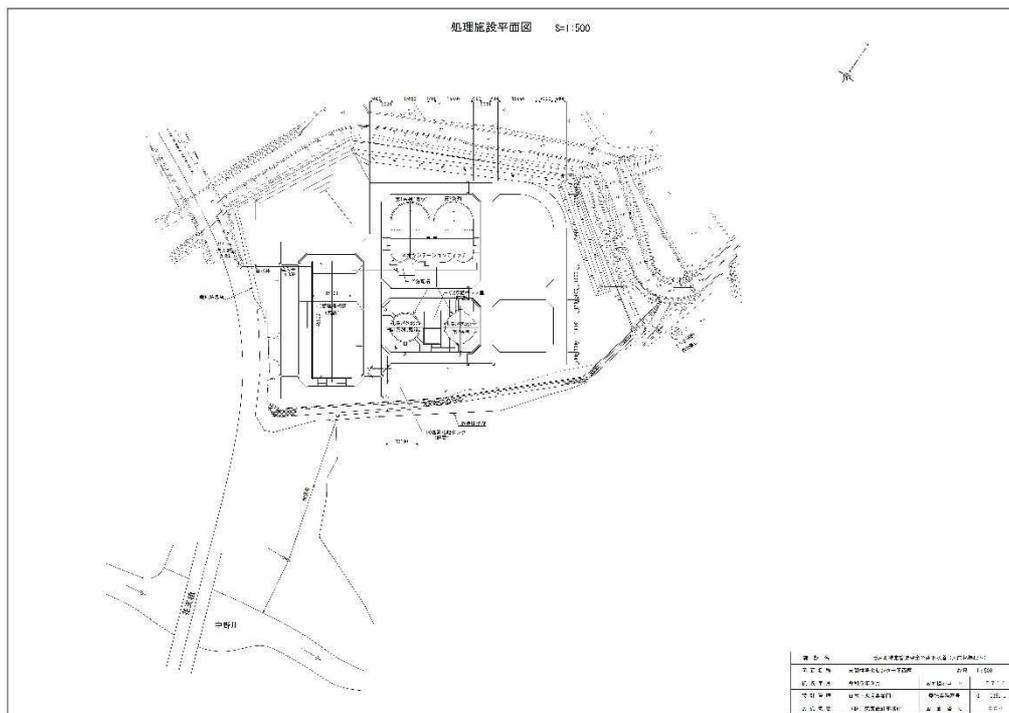


図 3.2.7 天間林浄化センター平面図

2.4 下水道の経営状況

(1) 下水道使用料の状況

本町の生活・営業活動等に使用される水には、上水道と井戸水がある。

認定水量は、上水道利用の場合は水道メーターが示す水道の使用水量、井戸水のみ利用の場合は6m<sup>3</sup>/人・月として水量を算出、上水道と井戸水を併用の場合は3m<sup>3</sup>/人・月として井戸水の水量を算出し、これに水道の使用水量を足した水量により決定している。

下水道使用料は、令和2年4月に改定し、認定水量に応じて10m<sup>3</sup>まで1,400円、11～30m<sup>3</sup>までは1m<sup>3</sup>につき160円、31m<sup>3</sup>以上は1m<sup>3</sup>につき180円を賦課している（各税抜。下水道条例より）。

一般家庭の下水排出量を20m<sup>3</sup>/月とした場合、下水道使用料は3,300円（税込み）となり、青森県内の32市町村のうち9番目に高い価格となっている。32市町村の使用料算定式を次頁に示す。

表 3.2.6 青森県内における各市町村の下水道使用料

順位	市町村名	下水道使用料 (円/月・20m <sup>3</sup> , 消費税込み)
1	深 浦 町	4,644
2	田 舎 館 村	4,051
3	黒 石 市	4,045
3	十 和 田 市	4,045
5	藤 崎 町	3,626
6	おいらせ町	3,558
7	つ が る 市	3,410
8	八 戸 市	3,374
9	む つ 市	3,300
9	五所川原市	3,300
9	三 戸 町	3,300
9	佐 井 村	3,300
9	七 戸 町	3,300
14	階 上 町	3,226
15	南 部 町	3,175
16	弘 前 市	3,145
17	三 沢 市	3,130
18	平 川 市	3,124
19	青 森 市	3,108
20	東 通 村	3,080
20	大 鱈 町	3,080
22	平 内 町	3,036
23	板 柳 町	2,920
24	外ヶ浜町	2,860
24	鶴 田 町	2,860
26	大 間 町	2,640
26	五 戸 町	2,640
26	東 北 町	2,640
29	六 戸 町	2,420
30	鱒ヶ沢町	2,297
31	新 郷 村	1,760
32	六ヶ所村	1,397

令和5年7月末現在

表 3.2.7 青森県内における各市町村の下水道使用料の算定方法

順位	市町村名	下水道使用料 (円/月・20m <sup>3</sup> , 消費税込み)	使用料の算定	出典
1	深 浦 町	4,644	水道水を使用した場合：5m <sup>3</sup> まで1,000円 超過使用料 1m <sup>3</sup> につき170円 水道水以外を使用した場合：定額 3,200円 水道水と水道水以外を併用した場合：水道水を使用した場合の使用料金に1,600円を加算する。(税抜き)	深浦町公共下水道施設設置条例第18条
2	田 舎 館 村	4,051	一般汚水 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで2,011円 超過使用料 11~30m <sup>3</sup> 204円/m <sup>3</sup> 31~60m <sup>3</sup> 220円/m <sup>3</sup> 61~200m <sup>3</sup> 236円/m <sup>3</sup> 200m <sup>3</sup> 超251円/m <sup>3</sup> (税込み)	田舎館村下水道条例第15条
3	黒 石 市	4,045	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,838円 従量使用料 11~30m <sup>3</sup> 184円/m <sup>3</sup> 31~50m <sup>3</sup> 221円/m <sup>3</sup> 51~150m <sup>3</sup> 264円/m <sup>3</sup> 150m <sup>3</sup> 超300円/m <sup>3</sup> 1円未満切り捨て (税抜き)	黒石市下水道条例第21条
3	十 和 田 市	4,045	一般汚水 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,688円 超過使用料 11~30m <sup>3</sup> 199円/m <sup>3</sup> 31~50m <sup>3</sup> 220円/m <sup>3</sup> 51~150m <sup>3</sup> 250円/m <sup>3</sup> 150m <sup>3</sup> 超286円/m <sup>3</sup> (税抜き)	十和田市下水道条例第25条
5	藤 崎 町	3,626	一般汚水 基本使用料 8m <sup>3</sup> まで1,430円 従量使用料 9~20m <sup>3</sup> 183円/m <sup>3</sup> 21~30m <sup>3</sup> 195円/m <sup>3</sup> 31~50m <sup>3</sup> 228円/m <sup>3</sup> 51~150m <sup>3</sup> 286円/m <sup>3</sup> 150m <sup>3</sup> 超333円/m <sup>3</sup> (税込み)	藤崎町下水道条例第15条
6	おいらせ町	3,558	一般汚水 基本使用料 5m <sup>3</sup> まで1,100円 超過使用料 6~10m <sup>3</sup> 135円/m <sup>3</sup> 11~20m <sup>3</sup> 146円/m <sup>3</sup> 21~30m <sup>3</sup> 165円/m <sup>3</sup> 31~40m <sup>3</sup> 176円/m <sup>3</sup> 41~50m <sup>3</sup> 182円/m <sup>3</sup> 51~80m <sup>3</sup> 192円/m <sup>3</sup> 81~100m <sup>3</sup> 202円/m <sup>3</sup> 101~150m <sup>3</sup> 215円/m <sup>3</sup> 151~200m <sup>3</sup> 232円/m <sup>3</sup> 200m <sup>3</sup> 超255円/m <sup>3</sup> 1円未満切り捨て (税抜き)	おいらせ町下水道条例第17条
7	つ がる 市	3,410	一般用 基本使用料 8m <sup>3</sup> まで1,300円 従量使用料 9~30m <sup>3</sup> 150円/m <sup>3</sup> 31~40m <sup>3</sup> 170円/m <sup>3</sup> 41~100m <sup>3</sup> 190円/m <sup>3</sup> 101~150m <sup>3</sup> 240円/m <sup>3</sup> 150m <sup>3</sup> 超290円/m <sup>3</sup> (税抜き)	つがる市公共下水道条例第19条
8	八 戸 市	3,374	一般汚水 基本使用料 5m <sup>3</sup> まで1,194円 超過使用料 6~10m <sup>3</sup> 24円/m <sup>3</sup> 11~20m <sup>3</sup> 206円/m <sup>3</sup> 21~30m <sup>3</sup> 221円/m <sup>3</sup> 31~60m <sup>3</sup> 232円/m <sup>3</sup> 61~100m <sup>3</sup> 324円/m <sup>3</sup> 101~200m <sup>3</sup> 341円/m <sup>3</sup> 201~300m <sup>3</sup> 352円/m <sup>3</sup> 300m <sup>3</sup> 超355円/m <sup>3</sup> 1円未満切り捨て (税込み)	八戸市下水道条例第14条
9	む つ 市	3,300	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,160円 従量使用料 10m <sup>3</sup> 超184円/m <sup>3</sup> 1円未満切り捨て (税抜き)	むつ市下水道条例第31条
9	五所川原市	3,300	一般用 基本使用料 1,000円 従量使用料 10m <sup>3</sup> まで83円/m <sup>3</sup> 11~20m <sup>3</sup> 117円/m <sup>3</sup> 21~30m <sup>3</sup> 152円/m <sup>3</sup> 31~50m <sup>3</sup> 189円/m <sup>3</sup> 51~100m <sup>3</sup> 229円/m <sup>3</sup> 101~200m <sup>3</sup> 288円/m <sup>3</sup> 200m <sup>3</sup> 超368円/m <sup>3</sup> 1円未満切り捨て (税抜き)	五所川原市下水道条例第23条
9	三 戸 町	3,300	一般汚水 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,500円 従量使用料 10m <sup>3</sup> 超150円/m <sup>3</sup> (税抜き)	三戸町公共下水道条例第14条
9	佐 井 村	3,300	一般 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,500円 従量使用料 10m <sup>3</sup> 超150円/m <sup>3</sup> (税抜き)	佐井村HP
9	七 戸 町	3,300	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,400円 超過使用料 11~30m <sup>3</sup> 160円/m <sup>3</sup> 30m <sup>3</sup> 超180円/m <sup>3</sup> (税抜き)	七戸町下水道条例第28条
14	階 上 町	3,226	一般汚水 基本使用料 5m <sup>3</sup> まで1,008円 超過使用料 6~10m <sup>3</sup> 37円/m <sup>3</sup> 11~50m <sup>3</sup> 174円/m <sup>3</sup> 50m <sup>3</sup> 超200円/m <sup>3</sup> 1円未満切り捨て (税抜き)	階上町公共下水道条例第17条
15	南 部 町	3,175	一般汚水 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,217円 超過使用料 10m <sup>3</sup> 超167円/m <sup>3</sup> 10円未満切り捨て (税抜き)	南部町公共下水道条例第16条
16	弘 前 市	3,145	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,223円 従量使用料 11~20m <sup>3</sup> 164円/m <sup>3</sup> 21~30m <sup>3</sup> 169円/m <sup>3</sup> 31~50m <sup>3</sup> 231円/m <sup>3</sup> 51~100m <sup>3</sup> 279円/m <sup>3</sup> 101~500m <sup>3</sup> 287円/m <sup>3</sup> 500m <sup>3</sup> 超299円/m <sup>3</sup> 1円未満切り捨て (税抜き)	弘前市下水道条例第29条
17	三 沢 市	3,130	一般用 基本使用料 1,130円 従量使用料 30m <sup>3</sup> まで100円/m <sup>3</sup> 31~60m <sup>3</sup> 143円/m <sup>3</sup> 61~100m <sup>3</sup> 214円/m <sup>3</sup> 100m <sup>3</sup> 超286円/m <sup>3</sup> (税込み)	三沢市下水道条例第21条
18	平 川 市	3,124	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,564円 従量使用料 11~30m <sup>3</sup> 156円/m <sup>3</sup> 31~50m <sup>3</sup> 177円/m <sup>3</sup> 51~150m <sup>3</sup> 216円/m <sup>3</sup> 150m <sup>3</sup> 超255円/m <sup>3</sup> (税込み)	平川市下水道条例第29条
19	青 森 市	3,108	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,337.60円 従量使用料 11~20m <sup>3</sup> 177.10円/m <sup>3</sup> 21~30m <sup>3</sup> 242.00円/m <sup>3</sup> 31~100m <sup>3</sup> 310.20円/m <sup>3</sup> 100m <sup>3</sup> 超360.80円/m <sup>3</sup> 1円未満切り捨て (税込み)	青森市下水道条例第24条
20	東 通 村	3,080	一般汚水 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,400円 超過使用料 10m <sup>3</sup> 超140円/m <sup>3</sup> (税抜き)	東通村下水道条例第24条
20	大 鰐 町	3,080	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,540円 従量使用料 11~30m <sup>3</sup> 154円/m <sup>3</sup> 31~50m <sup>3</sup> 176円/m <sup>3</sup> 51~150m <sup>3</sup> 220円/m <sup>3</sup> 150m <sup>3</sup> 超275円/m <sup>3</sup> (税込み)	大鰐町下水道条例第15条
22	平 内 町	3,036	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,210円 従量使用料 11~20m <sup>3</sup> 155円/m <sup>3</sup> 21~30m <sup>3</sup> 200円/m <sup>3</sup> 31~100m <sup>3</sup> 260円/m <sup>3</sup> 100m <sup>3</sup> 超300円/m <sup>3</sup> (税抜き)	平内町HP
23	板 柳 町	2,920	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,460円 従量使用料 11~30m <sup>3</sup> 146円/m <sup>3</sup> 31~50m <sup>3</sup> 168円/m <sup>3</sup> 51~150m <sup>3</sup> 210円/m <sup>3</sup> 150m <sup>3</sup> 超240円/m <sup>3</sup> (税込み)	板柳町下水道条例第19条
24	外ヶ浜町	2,860	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,300円 従量使用料 11~20m <sup>3</sup> 130円/m <sup>3</sup> 21~50m <sup>3</sup> 140円/m <sup>3</sup> 50m <sup>3</sup> 超150円/m <sup>3</sup> 10円未満四捨五入 (税抜き)	外ヶ浜町公共下水道条例第20条
24	鶴 田 町	2,860	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,430円 超過使用料 11~30m <sup>3</sup> 143円/m <sup>3</sup> 31~50m <sup>3</sup> 154円/m <sup>3</sup> 51~150m <sup>3</sup> 165円/m <sup>3</sup> 150m <sup>3</sup> 超187円/m <sup>3</sup> (税込み)	鶴田町HP
26	大 間 町	2,640	一般 基本使用料 5m <sup>3</sup> まで600円 従量使用料 5m <sup>3</sup> 超120円/m <sup>3</sup> (税抜き)	大間町下水道条例第36条
26	五 戸 町	2,640	一般汚水 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,200円 超過使用料 11~30m <sup>3</sup> 120円/m <sup>3</sup> 31~50m <sup>3</sup> 140円/m <sup>3</sup> 51~150m <sup>3</sup> 160円/m <sup>3</sup> 150m <sup>3</sup> 超180円/m <sup>3</sup> (税抜き)	五戸町下水道条例第21条
26	東 北 町	2,640	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,200円 超過使用料 10m <sup>3</sup> 超120円/m <sup>3</sup> (税抜き)	東北町下水道条例第28条
29	六 戸 町	2,420	一般汚水 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,000円 超過使用料 11~30m <sup>3</sup> 120円/m <sup>3</sup> 31~50m <sup>3</sup> 130円/m <sup>3</sup> 51~150m <sup>3</sup> 140円/m <sup>3</sup> 150m <sup>3</sup> 超160円/m <sup>3</sup> 1円未満切り捨て (税抜き)	六戸町下水道条例第16条
30	鱒ヶ沢町	2,297	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで1,257円 従量使用料 10m <sup>3</sup> 超104円/m <sup>3</sup>	鱒ヶ沢町HP
31	新 郷 村	1,760	一般用 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで880円 超過使用料 10m <sup>3</sup> 超88円/m <sup>3</sup>	新郷村HP
32	六ヶ所村	1,397	一般用汚水 基本使用料 8m <sup>3</sup> まで550円 超過使用料 8m <sup>3</sup> 超60円/m <sup>3</sup> 1円未満切り捨て 税抜き	六ヶ所村下水道条例第16条

令和5年7月末現在

特定環境保全公共下水道事業（天間林処理区）の直近10年間（平成25年度～令和4年度）の使用料と年間有収水量の推移を表3.2.8に示す。

使用料は令和2年度に改定され、1m<sup>3</sup>当たりの使用料は181円/m<sup>3</sup>程度となっている。

表 3.2.8 下水道使用料と有収水量の推移

項目	単位	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
有収水量	千m <sup>3</sup> /年	163	167	168	171	173	164	157	164	161	162
使用料 (税込み)	千円	21,534	22,754	22,867	23,432	23,552	22,478	21,731	29,047	29,109	29,417
1m <sup>3</sup> 当たり 使用料	円/m <sup>3</sup>	132.5	136.0	136.4	136.7	136.3	137.0	138.5	177.0	181.3	181.5

出典：「月別使用量・使用料（調定）」より

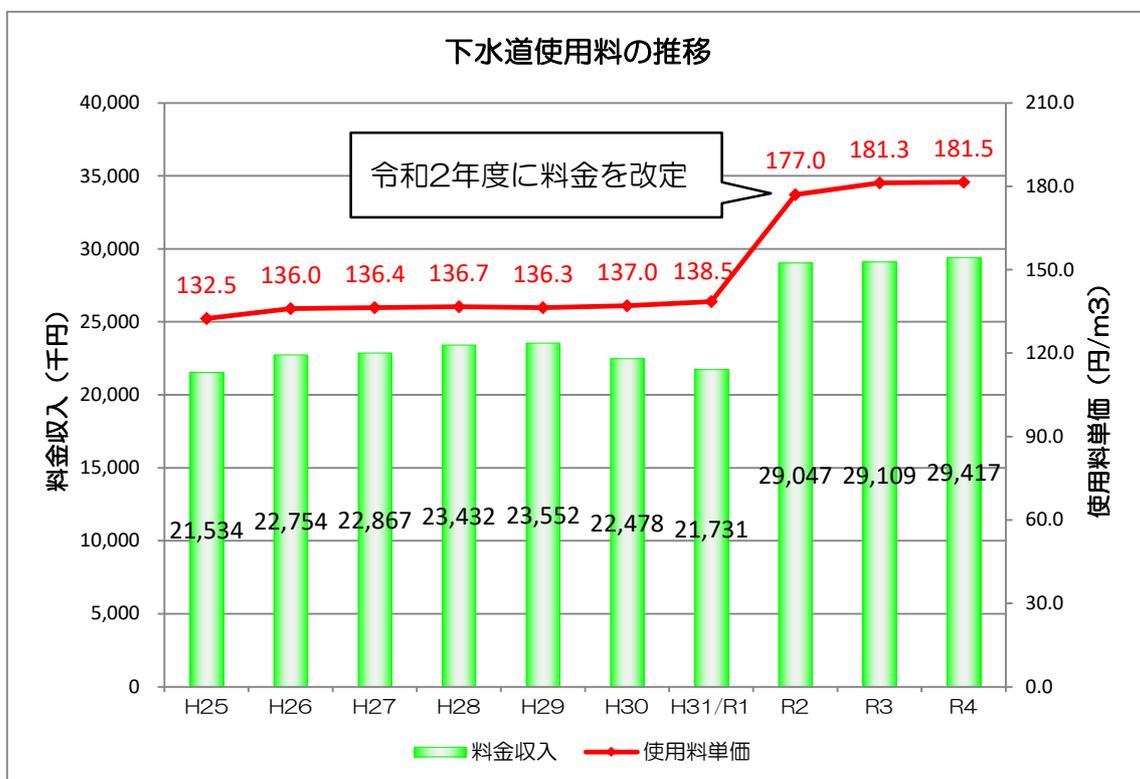
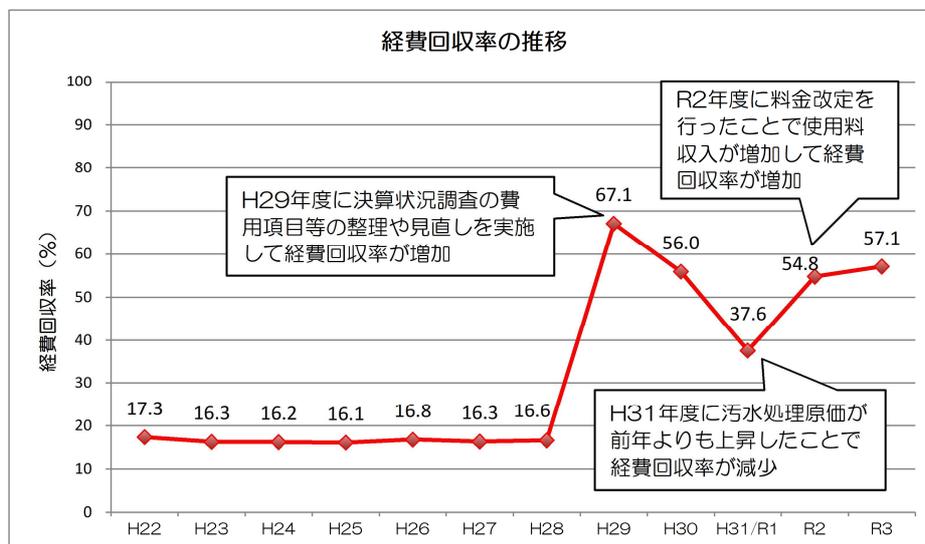


図 3.2.8 下水道使用料と有収水量の推移

(2) 経費回収率の推移

経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能となる。このため、事業運営上、経費回収率は100%とすることが求められる。令和2年度には料金改定を行ったことで経費回収率は改善されたが、以降は60%未満で、依然として100%に達していない状況である。



出典：経営比較分析表より

図 3.2.9 経費回収率の推移

(3) 一般会計繰入金の推移

特定環境保全公共下水道（天間林処理区）の一般会計からの繰入金は令和4年度で約0.9億円となっている。

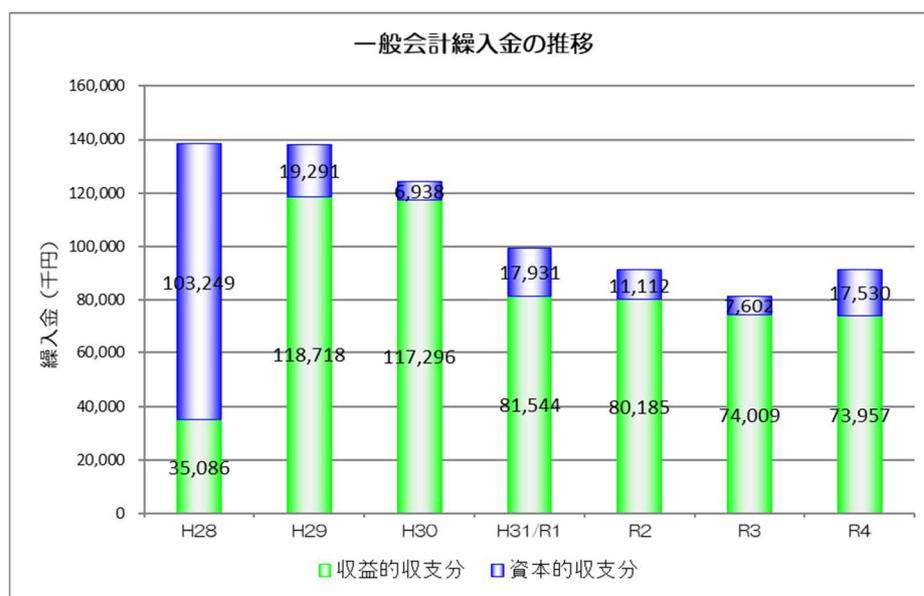


図 3.2.10 一般会計繰入金の推移

一般会計繰入金の総額を処理区域内人口で除することで算出した1人当たりの一般会計繰入額は、近年、4.5万円前後となっている。

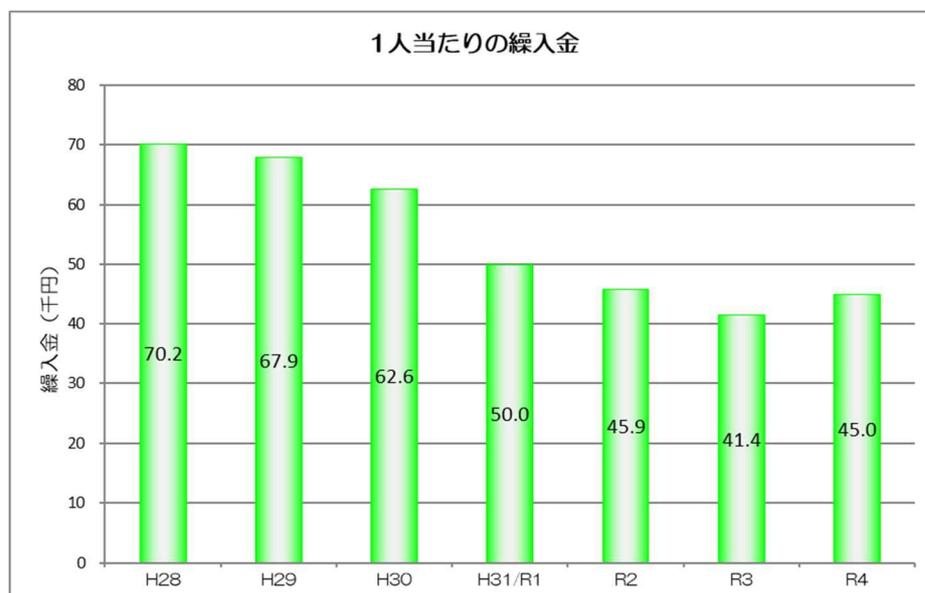


図 3.2.11 1人当たりの繰入金

#### (4) 地方債残高の推移

令和4年度末の地方債残高は約8億円となっており、平成28年に比べ約4億円減少している。管路施設建設のピークは平成17年頃であり、既に概成していることから確実に地方債の残高は減少している。

今後は、適切に改築更新事業の平準化策を講じていくことが重要となる。

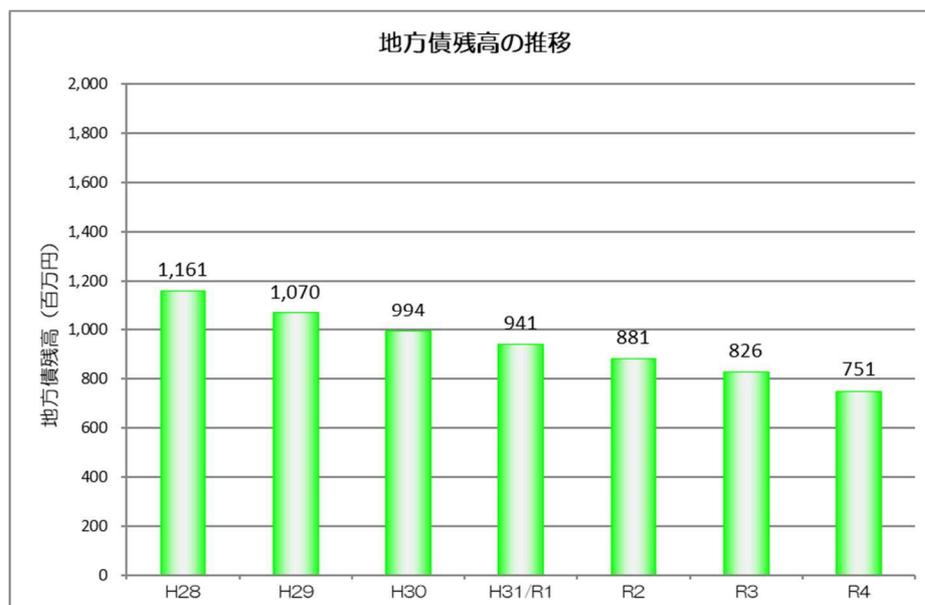


図 3.2.12 地方債残高の推移

(5) 職員の状況

本町の下水道事業は上下水道課で運営している。令和5年度における上下水道課の職員数は8名となっており、この内、下水道関係の担当者は3名となっている。この3名により、庶務係、業務係、施設係に関する業務を行っている。

① 庶務係

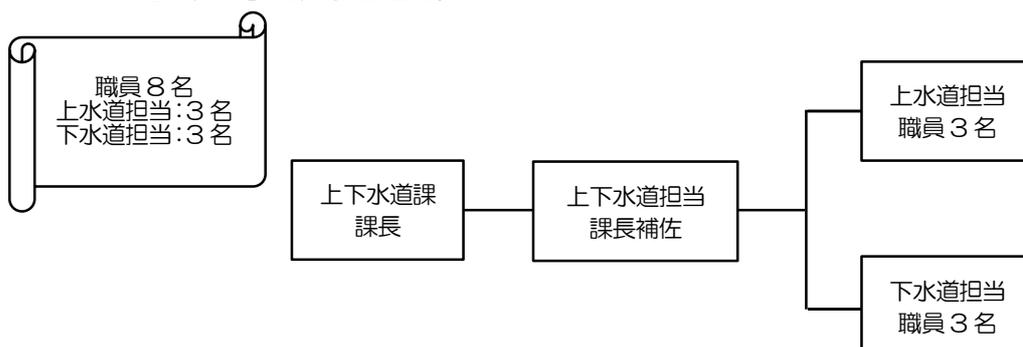
- ・ 下水道事業の法律及び条令に基づく諸手続きに関すること。
- ・ 下水道事業の普及及び宣伝に関すること。
- ・ 下水道事業の負担金、分担金及び使用料に関すること。
- ・ 下水道事業特別会計予算及び決算に関すること。
- ・ 下水道統計に関すること。
- ・ その他下水道事業の庶務に関すること。

② 業務係

- ・ 下水道事業の調査、計画及び事業採択に関すること。
- ・ 排水設備設置届の受理及び指導に関すること。
- ・ 排水設備設置等融資あっせんに関すること。
- ・ 排水設備の確認及び工事検査に関すること。
- ・ 下水道の維持管理に関すること。
- ・ 排水設備工事業者の指定、取消し及び技術指導に関すること。
- ・ 農業集落排水事業に関すること。

③ 施設係

- ・ 下水道台帳の整備保管に関すること。
- ・ 汚水管渠等の設計及び施工管理に関すること。
- ・ 下水道施設の整備に関すること。
- ・ 建設工事に関すること。
- ・ 下水道終末処理場の維持管理に関すること。
- ・ その他設計に関すること。



---

(6) 経営比較分析表を活用した現状分析

下水道事業の経営は、処理を行う規模、地理的条件や事業進捗度により様々であり、健全経営のための絶対的な基準を設定することは困難である。しかし、個々の下水道事業を基礎的な条件により類型化することにより、当該事業と同じ類型に分類された他団体との比較分析を行い、当該事業の特徴、問題点を把握することは可能である。

七戸処理区では、収益的収支比率及び経費回収率の経営指標は、共に低い数値となっている。経費回収率においては、類似団体平均値よりも大きく下回っていることから、今後は適正な使用料の確保のために料金改定を検討し、水洗化率の向上及び維持管理経費の削減等の取組を行いながら経営改善を図っていく必要がある。

次頁に令和3年度決算による特定環境保全公共下水道事業（天間林処理区）の経営比較分析表を示す。



○経営比較分析表

【団体の基本情報】

項目	内容	七戸町の状況
類似団体区分	七戸町と同規模の自治体区分	D2 ・特定環境保全公共下水道事業 ・共用開始後年数 15年以上
資金不足比率 (%)	当該年度決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項に規定する資金不足比率	—
自己資本構成比率 (%)	当該年度決算に基づく、負債資本合計に対する自己資本（資本に繰延収益を加えたもの）の割合 （（資本+繰延収益）/負債資本合計）	該当数値なし
普及率 (%)	当該年度決算に基づく、行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合 （処理区域内人口/行政区域内人口）	14.02%
有収率 (%)	当該年度決算に基づく、汚水処理水量に対する年間有収水量 （年間有収水量/汚水処理水量）	103.92% 有収率は非常に高く、雨天時浸入水等の流入は極めて少ないと考えられる。
1ヶ月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)	当該年度決算に基づく、1か月20m <sup>3</sup> 当たりの家庭料金	3,300円 R2に料金改定を行い、32の県内他市町村の中では9番目に高い料金である。 （参考：平均3,118円）
人口 (人)	当該地方公共団体の令和4年1月1日住民基本台帳人口	14,911人 本町の人口は年々減少傾向にある。
面積 (km <sup>2</sup> )	国土地理院が実施する令和3年全国都道府県市区町村別面積調に基づく、当該地方公共団体の面積	337.23km <sup>2</sup>
人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	人口/面積	44.22人/km <sup>2</sup>
処理区域内人口 (人)	当該年度決算に基づく、下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の年度末人口	2,070人 区域の整備に伴い年々増加している。
処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の面積	1.93km <sup>2</sup>
処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	現在処理区域内人口/処理区域面積	1,072.54人/km <sup>2</sup> (=10.72人/ha)

【経営指標の比較分析】

項目	算出式	意味	七戸町の状況
<b>1.経営の健全性・効率性</b>			
① 収益的収支比率 (%)	(総収益/(総費用+地方債償還金))×100	料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度まかなえているかをあらわす指標	赤字から抜け出せない状態が続く。R1に前年度比で18%落ち込んだが、徐々に回復傾向にある。
② 累積欠損金比率 (%)	(当年度末処理欠損金/(営業収益-受託工事収益))×100	営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標	該当数値なし
③ 流動比率 (%)	(流動資産/動負債)×100	短期的な債務に対する支払能力を表す指標	該当数値なし
④ 企業債残高対事業規模比率 (%)	((地方債現在高合計-一般会計負担額)/(営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金))×100	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標	年々減少傾向にあるが、類似団体の平均値の2倍以上であり、依然として高い。
⑤ 経費回収率 (%)	(下水道使用料金/汚水処理費(公費負担分を除く))×100	使用料金で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標	R2の料金改定で使用料収入が増となり、経費回収率は改善されたが、依然として類似団体平均値よりも低い。
⑥ 汚水処理原価 (円)	汚水処理費(公費負担分を除く)/年間有収水量	有収水量 1m <sup>3</sup> 当たりの汚水処理に要した費用	類似団体の平均値と比べ高額な処理原価となっている。
⑦ 施設利用率 (%)	(晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力)×100	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合	年々増加傾向にあり、類似団体の平均値を上回っている。
⑧ 水洗化率 (%)	(現在水洗便所設置済人口/現在処理区域内人口)×100	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標	水洗化率は類似団体の平均値よりも低い状態が続いている。接続率の増加が課題である。
<b>2.老朽化の状況</b>			
① 有形固定資産減価償却率 (%)	(有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標	該当数値なし
② 管渠老朽化率 (%)	(決定耐用年数を経過した管渠延長/下水道布設延長)×100	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標	管渠は標準耐用年数を超過していないものの、5年に1回の調査・点検を実施するなどして、適切に延命化を図る。
③ 管渠改善率 (%)	(改善(更新・改良・維持)管渠延長/下水道布設延長)×100	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標	現時点で更新実績は無い。

## 2.5 既経営戦略に基づく取組の評価

## (1) 実施期間

5年間（平成30年度～令和4年度）

## (2) 実施した効率化・経営健全化の取組および評価

## ①広域化に関する事項

従前どおり、中部上北下水道管理センターにおいて、一部事務組合により汚泥脱水等の処理、水質試験、監視制御等の運転業務を東北町と共同で行っている。

## ②その他の経営基盤の強化に関する事項

## 1) 区域の見直し

令和元年度には、下水道の効率的な整備が可能となるよう下水道全体計画区域を263haから193haへと必要範囲に縮小した。その後も区域の見直しを適宜実施し、現計画では191haとなっている。

直近5ヶ年の単位整備面積ha当りの事業費は表3.2.9のとおり。平均して1ha当たりの事業費は30百万円である。全体計画区域を平成30年度の経営戦略策定時点から70ha縮小したことで、2,100百万円の整備費用を削減できたと評価できる。

表3.2.9 整備面積ha当りの事業費（過去5年分）

項目	年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	平均
① 事業費（百万円）		116	131	125	137	128	128
② 当年度整備済面積（ha）		170	172	176	187	190	179
③ 前年度整備済面積（ha）		151	170	172	176	187	171
④ 実施整備面積（ha） <sub>②-③</sub>		19	2	4	11	4	8
⑤ ha当り事業費（百万円/ha） <sub>①/④</sub>		6.2	62.5	31.3	13.1	36.7	30.0

※事業費：決算書より

※整備面積：整備状況調書より

## 2) スtockマネジメント計画の改定

下水道施設全体の点検・調査・改築において、長期的な視点で優先度を設定し、施設管理を最適化するため、平成29年度に「七戸町下水道ストックマネジメント計画」を策定した。その後、令和元年、令和3年、令和4年に評価・見直しを実施し、計画の改定を行っている。

③資金管理・調達に関する事項

接続率向上に向けて「接続のお願い」を広報に掲載し、使用料の増収に努めた。また、未納者に対して、電話や訪問による督促強化を図ったことで、使用料の滞納が減少、改善された。

④情報公開に関する事項

農作物に利用した分の水（下水道管に流れない水）について、下水道使用料の減免を受けられる記事を広報に掲載したことで、減免申請が増え、職員の確認業務等の回数が減少した。

### 3. 経営の基本方針

本町では、全国的な傾向同様、人口減少や少子高齢化が進んでおり、受益者の減少に伴う使用料の減少が危惧される。

本町の下水道事業は、第2次七戸町長期総合計画の基本計画に基づき、「快適で彩りあふれるまちづくり（都市基盤の整備）」の実現を基本目標とし、計画的な施設整備と水洗化の普及促進に努めている状況である。しかしながら、今後は施設の老朽化に伴う改築更新事業への多額の投資が必要となることが想定されるため、人口減少を踏まえ、効率的な汚水処理の実現が可能となるよう計画区域の見直しを行うことで、新規事業への投資の低減に努めてきた。

本経営戦略の計画期間は10年間であり、その間は施設の維持管理が主体の事業となる。

本格的な改築事業の到来に向け、下水道施設の適切な維持管理や経営基盤の強化を図り、経常収支の均衡を考慮した健全な事業経営を図るために以下の点を基本方針とする。

① 下水道施設の適正な管理

「下水道事業ストックマネジメント計画」に基づき、個々の施設の現状を把握し、予防保全による計画的な維持修繕や、災害リスクの軽減に努める。

② 効率的で効果的な事業執行

コスト削減を意識しながら、効率的で効果的な事業執行に努める。

③ 水洗化の促進

安全で快適な生活を実現するため、下水道接続へのより一層の普及促進活動を行うことで、下水道未接続者への加入促進を図る。

④ 下水道財政の健全化

マネジメントの向上、将来にわたる持続可能な下水道経営を確保するため、令和6年度から公営企業会計に移行することで、財政状況を的確に把握し、質の高い経営戦略を策定する。

## 4. 建設投資・財源計画

### 4.1 建設投資計画

建設投資計画において、本処理区の管渠整備は既に概成し、ストックマネジメント計画は、令和9年度までの計画となっていることから、建設投資・財源計画は令和9年度までとする。なお、令和9年度以降については、関連計画の見直しを受けて経営戦略の改定を行う方針である。

#### (1) 委託料

令和5年度から令和9年度までの委託料を表3.4.1に示す。

表3.4.1 特定環境保全公共下水道事業委託料

(単位：千円)

項目	補単区分	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)
効率的な下水道事業計画策定業務委託料	補助				7,500	
〃	単独	4,600				
ストックマネジメント計画策定業務委託料	単独				7,000	
下水道施設改築更新業務委託料	補助	86,000	5,000	19,000	24,000	57,000
〃	単独	11,300	1,000	500		
合計	補助	86,000	5,000	19,000	31,500	57,000
	単独	15,900	1,000	500	7,000	0
	計	101,900	6,000	19,500	38,500	57,000

#### (2) 工事請負費

令和5年度から令和9年度までの工事請負費を表3.4.2に示す。

表3.4.2 特定環境保全公共下水道事業請負費

(単位：千円)

項目	補単区分	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)
路面復旧工事費	補助		21,800			
〃	単独		14,200			
マンホール蓋更新工事	補助	2,000	7,000			
〃	単独	1,500	1,000			
合計	補助	2,000	28,800			
	単独	1,500	15,200			
	計	3,500	44,000			

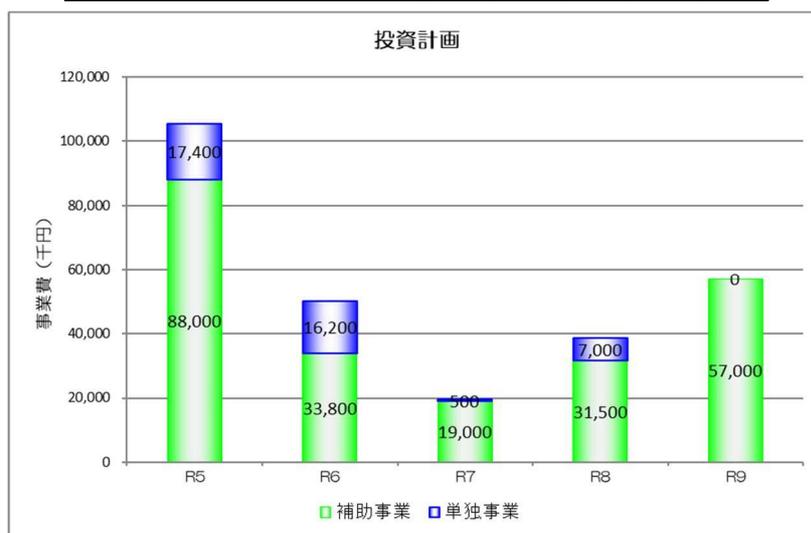
(3) 建設投資合計

令和5年度から令和9年度までの補助、単独事業別の建設事業費合計を表3.4.3に示す。

表3.4.3 特定環境保全公共下水道事業建設投資額

(単位：千円)

項目	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)
補助事業費	88,000	33,800	19,000	31,500	57,000
単独事業費	17,400	16,200	500	7,000	0
合計	105,400	50,000	19,500	38,500	57,000



4.2 建設財源計画

(1) 財源内訳

令和5年度から令和9年度の建設投資に対する財源は、以下の通りとする。建設財源を表3.4.4に示す。

- ① 補助対象事業（管渠整備、処理場改築）  
国費50%～55%、起債（過疎）25%、起債（下水道）25%
- ② 補助対象事業（その他）  
国費50%、一般会計繰入金50%
- ③ 単独事業  
一般会計繰入金、起債（下水道）

表3.4.4 特定環境保全公共下水道事業建設財源

(単位：千円)

事業種別	財源	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)
補助事業	国庫支出金	48,300	16,900	9,500	20,450	31,350
	起債（過疎）	19,800	7,100		5,400	12,800
	起債（下水道10）		7,300			
	起債（下水道15）	19,900			5,400	12,800
	一般会計繰入金		2,500	9,500	7,250	50
	計	88,000	33,800	19,000	38,500	57,000
単独事業	起債（下水道10）		13,200			
	起債（下水道15）	12,800				
	一般会計繰入金	4,600	3,000	500		
	計	17,400	16,200	500		
事業費合計	国庫支出金	48,300	16,900	9,500	20,450	31,350
	起債（過疎）	19,800	7,100		5,400	12,800
	起債（下水道10）		20,500			
	起債（下水道15）	32,700			5,400	12,800
	一般会計繰入金	4,600	5,500	10,000	7,250	50
	計	105,400	50,000	19,500	38,500	57,000

(2) 起債償還費

令和4年度までの事業による既往債と令和5年度以降の事業に対する新規債の償還計画を表3.4.5に示す。

なお、新規債については、以下の条件で算定している。

起債（過疎対策事業債）：3月借入9・3月元利均等半年賦償還  
12年償還（据置き無し）  
年利0.4%

起債（公共下水道事業債）：3月借入9・3月元利均等半年賦償還  
10年償還（据置き無し）  
年利0.8%

起債（公共下水道事業債）：3月借入9・3月元利均等半年賦償還  
15年償還（据置き無し）  
年利0.8%

起債（公共下水道事業債）：3月借入9・3月元利均等半年賦償還  
20年償還（据置き無し）  
年利0.8%

起債（資本費平準化債）：3月借入9・3月元利均等半年賦償還  
20年償還（据置き無し）  
年利0.5%

表 3.4.5 公共下水道事業起債償還計画

(単位：円)

		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)
既往債	元金	80,486,678	81,952,910	83,038,831	83,732,616	81,480,504	79,912,251	57,616,374	47,892,377	34,075,985	15,611,007
	利子	11,835,770	10,362,165	8,863,434	7,345,800	5,839,760	4,367,949	2,984,474	2,036,731	1,296,698	848,239
	計	92,322,448	92,315,075	91,902,265	91,078,416	87,320,264	84,280,200	60,600,848	49,929,108	35,372,683	16,459,246
新規債	元金	3,674,259	6,253,122	6,294,422	7,116,427	9,012,662	9,070,021	9,127,778	9,244,508	9,303,482	9,362,869
	利子	335,075	499,972	458,672	480,753	585,316	527,957	470,200	353,470	294,496	235,109
	計	4,009,334	6,753,094	6,753,094	7,597,180	9,597,978	9,597,978	9,597,978	9,597,978	9,597,978	9,597,978
起債償還額	元金	84,160,937	88,206,032	89,333,253	90,849,043	90,493,166	88,982,272	66,744,152	57,136,885	43,379,467	24,973,876
	利子	12,170,845	10,862,137	9,322,106	7,826,553	6,425,076	4,895,906	3,454,674	2,390,201	1,591,194	1,083,348
	計	96,331,782	99,068,169	98,655,359	98,675,596	96,918,242	93,878,178	70,198,826	59,527,086	44,970,661	26,057,224



(単位：千円)

		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)
起債償還額	元金	84,161	88,206	89,333	90,849	90,493	88,982	66,744	57,137	43,379	24,974
	利子	12,171	10,862	9,322	7,827	6,425	4,896	3,455	2,390	1,591	1,083
	計	96,332	99,068	98,655	98,676	96,918	93,878	70,199	59,527	44,970	26,057





## 5. 使用料収入の見通し

### 5.1 将来人口予測

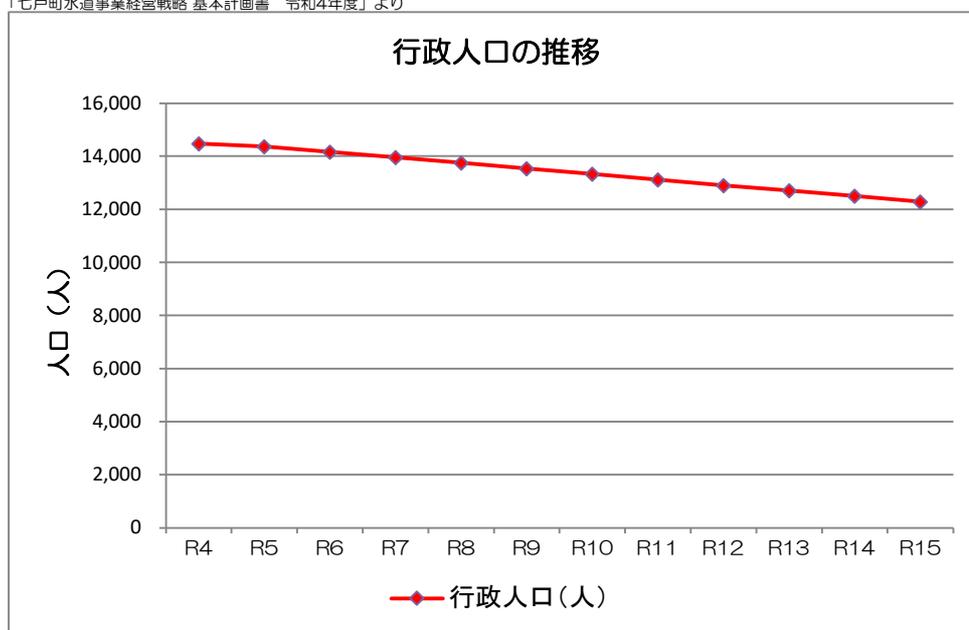
#### (1) 行政人口

本町の将来行政人口は、『第2次七戸町長期総合計画』との調整を図り、令和4年度に策定した『七戸町水道事業経営戦略』と整合を図る。

表 3.5.1 行政人口の将来推計値

	R4年度 (2022) (実績)	R5年度 (2023) (将来推計)	R6年度 (2024) (将来推計)	R7年度 (2025) (将来推計)	R8年度 (2026) (将来推計)	R9年度 (2027) (将来推計)	R10年度 (2028) (将来推計)	R11年度 (2029) (将来推計)	R12年度 (2030) (将来推計)	R13年度 (2031) (将来推計)	R14年度 (2032) (将来推計)	R15年度 (2033) (将来推計)
行政人口(人) ①	14,478	14,370	14,160	13,960	13,750	13,540	13,330	13,120	12,900	12,700	12,500	12,290
増減率(%) ②		-0.75%	-1.46%	-1.41%	-1.50%	-1.53%	-1.55%	-1.58%	-1.68%	-1.55%	-1.57%	-1.68%

出典：「七戸町水道事業経営戦略 基本計画書 令和4年度」より



#### (2) 処理区域内人口(既整備地区 191.40ha)

天間林処理区既整備地区 191.40ha の処理区域内人口は、行政人口の増減率と同様の推移を示すものとして計画する。

表 3.5.2 既整備地区内人口

	R4年度 (2022) (実績)	R5年度 (2023) (将来推計)	R6年度 (2024) (将来推計)	R7年度 (2025) (将来推計)	R8年度 (2026) (将来推計)	R9年度 (2027) (将来推計)	R10年度 (2028) (将来推計)	R11年度 (2029) (将来推計)	R12年度 (2030) (将来推計)	R13年度 (2031) (将来推計)	R14年度 (2032) (将来推計)	R15年度 (2033) (将来推計)
行政人口(人) ①	14,478	14,370	14,160	13,960	13,750	13,540	13,330	13,120	12,900	12,700	12,500	12,290
増減率(%) ②		-0.75%	-1.46%	-1.41%	-1.50%	-1.53%	-1.55%	-1.58%	-1.68%	-1.55%	-1.57%	-1.68%
処理区域内人口(人):既整備 ③	2,061	2,050	2,020	1,990	1,960	1,930	1,900	1,870	1,840	1,810	1,780	1,750
処理区域面積(ha):既整備 ④	191.40	191.40	191.40	191.40	191.40	191.40	191.40	191.40	191.40	191.40	191.40	191.40
処理区域内人口密度(人/ha) ⑤=③/④	10.77	10.71	10.55	10.40	10.24	10.08	9.93	9.77	9.61	9.46	9.30	9.14

※処理区域内人口の推計値は、10人単位で丸めている。

第3編 特定環境保全公共下水道事業

(3) 処理区域内人口（新規整備地区）

天間林処理区の整備は概成しており、新規整備地区はない。

表 3.5.3 新規整備地区内人口

	R4年度 (2022) (実績)	R5年度 (2023) (将来推計)	R6年度 (2024) (将来推計)	R7年度 (2025) (将来推計)	R8年度 (2026) (将来推計)	R9年度 (2027) (将来推計)	R10年度 (2028) (将来推計)	R11年度 (2029) (将来推計)	R12年度 (2030) (将来推計)	R13年度 (2031) (将来推計)	R14年度 (2032) (将来推計)	R15年度 (2033) (将来推計)
処理区域内人口密度(人/ha) ⑤	10.77	10.71	10.55	10.40	10.24	10.08	9.93	9.77	9.61	9.46	9.30	9.14
当該年度整備面積(ha)	整備概成済み											
処理区域面積(ha):新規 ⑥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
処理区域内人口(人):新規 ⑦=⑥*⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※処理区域内人口の推計値は、10人単位で丸めている。

(4) 処理区域内人口（既整備+新規整備）

概成済みの191.4ha内の人口を表4.5.4に示す。

表 3.5.4 処理区域内人口

	R4年度 (2022) (実績)	R5年度 (2023) (将来推計)	R6年度 (2024) (将来推計)	R7年度 (2025) (将来推計)	R8年度 (2026) (将来推計)	R9年度 (2027) (将来推計)	R10年度 (2028) (将来推計)	R11年度 (2029) (将来推計)	R12年度 (2030) (将来推計)	R13年度 (2031) (将来推計)	R14年度 (2032) (将来推計)	R15年度 (2033) (将来推計)
既整備地区内人口(人) ③	2,061	2,050	2,020	1,990	1,960	1,930	1,900	1,870	1,840	1,810	1,780	1,750
新規整備地区内人口(人) ⑦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理区域内人口(人) ⑧=③+⑦	2,061	2,050	2,020	1,990	1,960	1,930	1,900	1,870	1,840	1,810	1,780	1,750

(5) 水洗化人口

水洗化人口は、直近10年間（平成25年度から令和4年度）の水洗化率の推移を基に将来の水洗化率を推計し、各年の処理区域内人口に水洗化率を乗じることで水洗化人口を推計する。

表 3.5.5 水洗化率実績

	H25年度 (2013) (実績)	H26年度 (2014) (実績)	H27年度 (2015) (実績)	H28年度 (2016) (実績)	H29年度 (2017) (実績)	H30年度 (2018) (実績)	H31/R1年度 (2019) (実績)	R2年度 (2020) (実績)	R3年度 (2021) (実績)	R4年度 (2022) (実績)
処理区域内人口(人) ⑨	1,985	1,988	1,989	1,970	2,034	2,021	2,014	2,087	2,070	2,061
水洗化人口(人) ⑩	1,459	1,483	1,532	1,518	1,548	1,543	1,587	1,602	1,599	1,603
水洗化率(%) ⑪=⑩/⑨	73.5%	74.6%	77.0%	77.1%	76.1%	76.3%	78.8%	76.8%	77.2%	77.8%

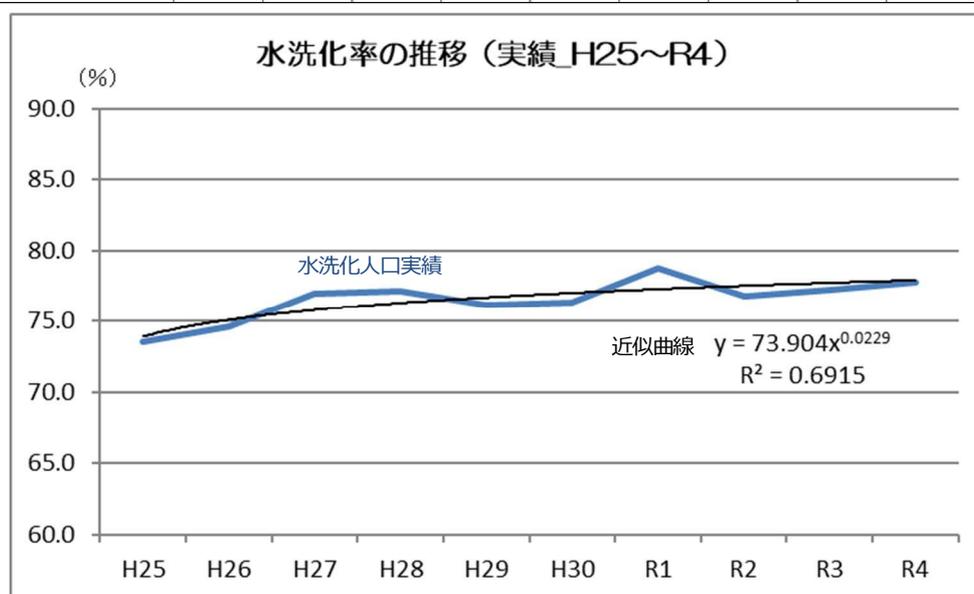


表 3.5.6 水洗化人口の推計結果

	R5年度 (2023) (将来推計)	R6年度 (2024) (将来推計)	R7年度 (2025) (将来推計)	R8年度 (2026) (将来推計)	R9年度 (2027) (将来推計)	R10年度 (2028) (将来推計)	R11年度 (2029) (将来推計)	R12年度 (2030) (将来推計)	R13年度 (2031) (将来推計)	R14年度 (2032) (将来推計)	R15年度 (2033) (将来推計)
処理区域内人口(人) ⑧	2,050	2,020	1,990	1,960	1,930	1,900	1,870	1,840	1,810	1,780	1,750
水洗化率(%) ⑫	75.9%	76.0%	76.0%	76.0%	76.0%	76.0%	76.0%	76.0%	76.0%	76.0%	76.0%
水洗化人口(人) ⑬=⑧*⑫	1,560	1,540	1,510	1,490	1,470	1,440	1,420	1,400	1,380	1,350	1,330

※R4算出値とR4実績値との差分は0.1%と小さいことから、将来の水洗化率は $y=73.904x^{0.0229}$ として算出

## 5.2 有収水量

### (1) 有収水量原単位

直近10年間（平成25年度～令和4年度）の1人1年間当たりの有収水量は表3.5.7に示すように99～106m<sup>3</sup>/人・年である。本計画では、平均的な値である100 m<sup>3</sup>/人・年を1人1年間当たりの有収水量原単位として設定する。なお、原単位設定に当たっては、平成30年度に区域外に移転した中部上北学校給食センターの水量を控除している。

表 3.5.7 有収水量原単位

	H25年度 (2013) (実績)	H26年度 (2014) (実績)	H27年度 (2015) (実績)	H28年度 (2016) (実績)	H29年度 (2017) (実績)	H30年度 (2018) (実績)	H31/R1年度 (2019) (実績)	R2年度 (2020) (実績)	R3年度 (2021) (実績)	R4年度 (2022) (実績)	平均
有収水量(a)(m <sup>3</sup> /年) ⑭	162,564	167,265	167,661	171,449	172,749	164,064	156,845	164,111	160,570	162,077	
中部上北学校給食センター(m <sup>3</sup> /年) ⑮	14,300	14,300	14,300	14,300	14,300	0	0	0	0	0	
有収水量(b)(m <sup>3</sup> /年) ⑯=⑭-⑮	148,264	152,965	153,361	157,149	158,449	164,064	156,845	164,111	160,570	162,077	
水洗化人口(人) ⑩	1,459	1,483	1,532	1,518	1,548	1,543	1,587	1,602	1,599	1,603	
原単位(m <sup>3</sup> /人・年) ⑰=⑯/⑩	102	103	100	104	102	106	99	102	100	101	102

※中部上北学校給食センターはH30年度に区域外に移転されたことから、原単位設定にあたってはこの分の水量を除く  
 ※中部上北学校給食センター水量=14,300m<sup>3</sup>/年 (H27～H29の平均)

≒ 100

### (2) 有収水量の算出

有収水量は、水洗化人口に有収水量原単位を乗じて算出する。表3.5.8に有収水量の算出結果を示す。

表 3.5.8 有収水量の算出結果

	R5年度 (2023) (将来推計)	R6年度 (2024) (将来推計)	R7年度 (2025) (将来推計)	R8年度 (2026) (将来推計)	R9年度 (2027) (将来推計)	R10年度 (2028) (将来推計)	R11年度 (2029) (将来推計)	R12年度 (2030) (将来推計)	R13年度 (2031) (将来推計)	R14年度 (2032) (将来推計)	R15年度 (2033) (将来推計)
水洗化人口(人) ⑬	1,560	1,540	1,510	1,490	1,470	1,440	1,420	1,400	1,380	1,350	1,330
原単位(m <sup>3</sup> /人・年) ⑰	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
有収水量(m <sup>3</sup> /年) ⑱=⑬*⑰	156,000	154,000	151,000	149,000	147,000	144,000	142,000	140,000	138,000	135,000	133,000

## 5.3 下水道使用料

### (1) 料金体系

本町の下水道の料金体系は令和2年度に改定して現在表3.5.9に示す通りとなっており、1 m<sup>3</sup>当たりの実質使用料は表3.5.10に示すように164円/m<sup>3</sup>（税抜き）程度となっている。

表 3.5.9 現行料金体系

		使用料
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,400円(税抜き)
超過使用料	11~30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき	160円(税抜き)
超過使用料	31m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき	180円(税抜き)

表 3.5.10 使用料実績

	→料金改定										
	H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	H31/R1年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	平均
有収水量(a)(m <sup>3</sup> /年) ⑭	162,564	167,265	167,661	171,449	172,749	164,064	156,845	164,111	160,570	162,077	
使用料(税込み)(円) ⑰	21,533,832	22,754,061	22,867,177	23,431,670	23,551,605	22,478,440	21,730,597	29,046,845	29,108,794	29,417,212	
消費税率(%) ⑳	5%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	
使用料(税抜き)(円) ㉑=⑰/(1+⑳)	20,508,411	21,068,575	21,173,312	21,695,991	21,807,042	20,813,370	19,755,088	26,406,223	26,462,540	26,742,920	R2年度 以降の平均
1m <sup>3</sup> 当たり使用料 (税抜き)(円/m <sup>3</sup> ) ㉒=㉑/⑭	126.2	126.0	126.3	126.5	126.2	126.9	126.0	160.9	164.8	165.0	163.6

(2) 使用料の推計

料金改定した令和2年度以降の使用料平均単価 164円/m<sup>3</sup>(税抜き)に有収水量の推計値を乗じ、将来の使用料を算出する。表 3.5.11 に使用料の算出結果を示す。

表 3.5.11 使用料の推計

	R5年度 (2023) (将来推計)	R6年度 (2024) (将来推計)	R7年度 (2025) (将来推計)	R8年度 (2026) (将来推計)	R9年度 (2027) (将来推計)	R10年度 (2028) (将来推計)	R11年度 (2029) (将来推計)	R12年度 (2030) (将来推計)	R13年度 (2031) (将来推計)	R14年度 (2032) (将来推計)	R15年度 (2033) (将来推計)
有収水量(m <sup>3</sup> /年) ㉓	156,000	154,000	151,000	149,000	147,000	144,000	142,000	140,000	138,000	135,000	133,000
1m <sup>3</sup> 当たり使用料 (税抜き)(円/m <sup>3</sup> ) ㉔	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164
使用料(税抜き)(円) ㉕=㉓×㉔	25,584,000	25,256,000	24,764,000	24,436,000	24,108,000	23,616,000	23,288,000	22,960,000	22,632,000	22,140,000	21,812,000

下水道使用料は、令和2年4月に改定し、未だ4年程度しか経過していない状況である。このため、本計画期間内は、改定後の下水道使用料と維持管理費のバランスを確認する期間と位置付け、下水道使用料の改定の要否については、次期経営戦略の中で検討する方針とする。

---

---

## 6. 投資・財政計画（収支計画）

特定環境保全公共下水道事業（天間林処理区）における歳入計画を表 3.6.1 に、歳出計画を表 3.6.2 にそれぞれ示す。

また、次頁に総務省様式による投資・財政計画（収支計画表）を示す。なお、様式には歳入計画表及び歳出計画表との対応索引を追加している。

なお、令和 5 年度は予算値としているため将来推計値等とは異なるが、令和 6 年度以降は将来推計値等を使用している。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円,%)

【天間林処理区】

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	索引	対応表
収 入	1 総 収 入 (A)	46,524	53,927	56,731	131,760	134,534	134,157	134,214	132,494	129,490	105,849	95,215	80,698	61,823	C1	C2+C6
	(1) 営 業 収 入 (B)	30,767	29,565	24,407	27,915	27,451	27,090	26,652	26,188	25,827	25,389	25,106	24,564	24,127	G2	C3+C4+C5
	ア 料 金 収 入 (C)	30,616	29,347	24,244	27,782	27,241	26,880	26,519	25,978	25,617	25,256	24,896	24,354	23,994	C3	A2
	イ 受 託 工 事 収 入 (D)														C4	—
	ウ そ の 他	151	218	163	133	210	210	133	210	210	133	210	210	133	C5	A3
	(2) 営 業 外 収 入 (E)	15,757	24,362	32,320	103,845	107,083	107,067	107,562	106,306	103,663	80,460	70,109	56,134	37,696	C6	C7+C8
	ア 他 会 計 繰 入 金	15,757	24,362	32,320	103,845	107,083	107,067	107,562	106,306	103,663	80,460	70,109	56,134	37,696	C7	A9
	イ そ の 他			4											C8	A16+A17
	2 総 費 用 (D)	50,674	66,512	77,840	47,434	46,162	44,658	43,199	41,835	40,342	38,939	37,913	37,153	36,684	C9	C10+C14
	(1) 営 業 費 用 (D)	34,918	52,064	64,539	35,263	35,299	35,335	35,372	35,409	35,446	35,484	35,522	35,561	35,600	C10	C11+C12+C13
	ア 職 員 給 与 費	8,441	8,684	7,520	7,556	7,592	7,628	7,665	7,702	7,739	7,777	7,815	7,854	7,893	C11	B2+B3+B4
	うち 退 職 手 当	582	564	573	582	591	600	609	618	627	636	646	656	666	C12	B39
	イ そ の 他	26,477	43,380	57,019	27,707	27,707	27,707	27,707	27,707	27,707	27,707	27,707	27,707	27,707	C13	B6+B7+B13+B17+B26+B27+B28+B29+B30
	(2) 営 業 外 費 用 (E)	15,756	14,448	13,301	12,171	10,863	9,323	7,827	6,426	4,896	3,455	2,391	1,592	1,084	C14	C15+C16+C17
	ア 支 払 利 息	15,756	14,448	13,301	12,171	10,863	9,323	7,827	6,426	4,896	3,455	2,391	1,592	1,084	C15	B38
	うち 一 時 借 入 金 利 息														C16	—
	イ そ の 他														C17	B5
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 4,150	△ 12,585	△ 21,109	84,326	88,372	89,499	91,015	90,659	89,148	66,910	57,302	43,545	25,139	C18	C1-C9
	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	93,170	109,835	251,934	50,000	19,500	38,500	57,000							C19
(1) 地 方 債 借 入 金		22,400	35,900	130,400	27,600		10,800	25,600							C20	A18
うち 資 本 費 平 準 化 債															C21	—
(2) 他 会 計 補 助 金		65,854	67,125	72,337	5,500	10,000	7,250	50							C22	A12
(3) 他 会 計 借 入 金															C23	—
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															C24	—
(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		4,812	6,810	48,300	16,900	9,500	20,450	31,350							C25	A7
(6) 工 事 負 担 金		104		897											C26	A1
(7) そ の 他															C27	—
2 資 本 的 支 出 (G)		89,956	98,246	184,637	134,326	107,872	127,999	148,015	90,659	89,148	66,910	57,302	43,545	25,139	C28	C29+C31+C32+C33+C34
(1) 建 設 改 良 費		12,387	22,675	105,615	50,165	19,665	38,665	57,165	165	165	165	165	165	165	C29	B31
うち 職 員 給 与 費															C30	—
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		77,569	75,571	79,022	84,161	88,207	89,334	90,850	90,494	88,983	66,745	57,137	43,380	24,974	C31	B37
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															C32	—
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															C33	—
(5) そ の 他															C34	—
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		3,214	11,589	67,297	△ 84,326	△ 88,372	△ 89,499	△ 91,015	△ 90,659	△ 89,148	△ 66,910	△ 57,302	△ 43,545	△ 25,139	C35	C19-C28
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		△ 936	△ 996	46,188											C36	C18+C35
積 立 金 (K)															C37	—
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	976	3,550	50											C38	A15	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														C39	—	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	40	2,554	46,238											C40	C36-C37+C38-C39	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	124	50												C41	C38(翌年)	
実 質 収 支 黒 字 (P)	△ 84	2,504												C42	C40-C41	
(N)-(O) 赤 字 (Q)														C43	C40-C41	
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )														C44	C43/(C2-C4)*100	
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	36.3	38.0	36.2	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.2	100.2	100.2	100.2	C45	C1/(C9+C31)*100	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)														C46	—	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	30,767	29,565	24,407	27,915	27,451	27,090	26,652	26,188	25,827	25,389	25,106	24,564	24,127	C47	C2-C4	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)														C48	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)														C49	—	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														C50	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)														C51	—	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)														C52	—	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														C53	—	
地 方 債 残 高 (X)	1,161,119	1,121,448	1,172,826	1,116,265	1,028,058	949,524	884,274	793,780	704,797	638,052	580,915	537,535	512,561	C54	前年+C20-C31	
○他会計繰入金 (単位:千円)																
年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	索引	対応表
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	15,757	24,362	32,320	103,845	107,083	107,067	107,562	106,306	103,663	80,460	70,109	56,134	37,696	C55	C56+C57
	うち 基 準 外 繰 入 金	1,763	2,394												C56	—
	合計	13,994	24,362	29,926	103,845	107,083	107,067	107,562	106,306	103,663	80,460	70,109	56,134	37,696	C57	C7
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	65,854	67,125	72,337	5,500	10,000	7,250	50							C58	C59+C60
	うち 基 準 外 繰 入 金	5,401	5,492	3,762	286	520	377	3							C59	C22*5.2% (H28の実績割合)
	合計	60,453	61,633	68,575	5,214	9,480	6,873	47							C60	C22-C59
合 計	81,611	91,487	104,657	109,345	117,083	114,317	107,612	106,306	103,663	80,460	70,109	56,134	37,696	C61	C55+C58	





【資料1：歳入関連】

(1) 受益者分担金・負担金

特定環境保全公共下水道事業（天間林処理区）は、既に概成しており新規整備地区がないことから、新規の受益者分担金・負担金収入は発生しない。

(2) 指定工事店審査手数料

指定工事店の審査手数料は工事店の申請有効期限が3年であることから、以下のように設定する。

- ① R6,R9,R12,R15 年度 ⇒ R3 年度実績より 81,000 円
- ② R7,R8,R10,R11,R13,R14 年度  
⇒ R1,R2 年度実績平均より 158,250 円

表 3.6.3 指定工事店手数料

	R6年度 (2019) (将来推計)	R7年度 (2020) (将来推計)	R8年度 (2021) (将来推計)	R9年度 (2022) (将来推計)	R10年度 (2023) (将来推計)	R11年度 (2024) (将来推計)	R12年度 (2025) (将来推計)	R13年度 (2026) (将来推計)	R14年度 (2027) (将来推計)	R15年度 (2028) (将来推計)
指定工事店審査手数料 (円)	81,000	158,250	158,250	81,000	158,250	158,250	81,000	158,250	158,250	81,000

【資料2：歳出関連】

(1) 一般管理費\_需用費\_光熱水費（電気料）

動力費の内、電気料については以下の考え方に基づいて設定する。

光熱水費（電気料）は、整備が概成していることを踏まえ、令和5年度予算で一定とする。

(2) 一般管理費\_工事請負費

維持管理に伴う工事費は表3.6.4のように計画する。

表 3.6.4 工事請負費計画表

	R6年度 (2024) (将来推計)	R7年度 (2025) (将来推計)	R8年度 (2026) (将来推計)	R9年度 (2027) (将来推計)	R10年度 (2028) (将来推計)	R11年度 (2029) (将来推計)	R12年度 (2030) (将来推計)	R13年度 (2031) (将来推計)	R14年度 (2032) (将来推計)	R15年度 (2033) (将来推計)
管渠維持工事費										
マンホールポンプ維持工事費	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
浄化センター維持工事費										
合計(円)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000

## 7. 効率化・経営健全化への取組

### 7.1 組織、人材、定員、給与に関する事項

#### (1) 効率的な組織の整備

現在、下水道担当職員は3名であり、公共下水道事業の他、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業に関する幅広い業務を担当している。今後、限られた人員で事業を運営するために、民間の知識、技術を活用することも視野に入れ、効率的に業務を行える体制を検討して行く。

#### (2) 人材の確保・育成

普及促進から維持管理へと今後業務の主体が移行して行く中、施設の更新や公営企業会計の適用などに関する専門知識の習得が求められる。職員の技術力を向上させるため、外部講習会等を活用して人材育成を図る。

#### (3) 定員管理、人事管理、退職管理の推進

将来の事業に対応できるよう適正な定員の検討を行う。増員の必要がある場合は、担当部局と協議し、適切な人員配置の実現を図る。

また、人事異動により担当者が変わると下水道に関する知識を基礎から習得する必要が生じる。技術の習得には時間を要するため、短期間での人事異動は極力避けるよう、人事部局に働きかける。また、技術継承を目的とした退職職員の再任の検討を行う。

#### (4) 職員給与の適正化

町の方針に基づき、必要に応じて給与水準の検討を行う。

### 7.2 広域化に関する事項

平成8年度に七戸浄化センター（旧七戸町）、天間林浄化センター（旧天間林村）、東北浄化センター（旧東北町）、上北中央環境センター（旧上北町）の4処理場による汚泥の共同処理を事業計画に位置付けている。

現在は、中部上北下水道管理センターにおいて、汚泥脱水等の処理、水質試験、監視制御を東北町と共同で行っている。

---

### 7.3 民間の資金・ノウハウの活用等に関する事項

終末処理場等の施設に係る管理業務は一部事務組合及び民間企業に委託しているが、管理業務の中で発見される機器不良や故障等の対応は、町担当者が状況を確認したうえで調達事務を行う体制となっている。

今後は、これらの機器の修繕や更新も含めた経費の節減や、職員の負担軽減策について検討を行う。

### 7.4 その他の経営基盤の強化に関する事項

今後は施設の改築更新や延命化対策等に伴い、投資金額が一時的に増加する見込みであり、安定した財源の確保が必要となる。国庫補助金を活用するとともに、維持管理費の削減、水洗化率の向上等の経営努力を図る。

### 7.5 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

計画期間である今後10年間は、収支の合計額はプラスマイナスゼロとなる見込みである。

ただし、収支不足が発生する状況が見込まれる場合は、経費節減を行いながら、繰入金や起債計画など検討し、資金不足の解消に努める。

### 7.6 資金管理・調達に関する事項

令和元年度よりストックマネジメント計画の策定に着手し、これを実施することにより費用を平準化し、計画的な投資を図る。資金については国庫補助金、起債、繰入金を確実に確保するとともに、水洗化率の更なる向上及び適正な使用料への改定による収入の増加を図る。

### 7.7 情報公開に関する事項

本計画は七戸町ホームページで公開する予定である。

### 7.8 その他重点事項

#### (1) 経費の削減

##### ①維持管理費の削減

処理場の維持管理について、近隣他都市と連携した広域的な維持管理委託の導入など経費削減に繋がる検討を行う。

##### ②動力費の削減

機器更新の際に省エネタイプを選択する等により動力費の削減を図る。

(2) 水洗化率、収納率の向上

水洗化率向上の取組により、使用料収入が増加することで徐々に向上する見込みであるが、町の広報やホームページの活用による PR や戸別通知等を実施し、水洗化率の向上、収納率の向上を図り、安定した財源の確保を目指す。

7.9 目標に向けたロードマップ

今後の目標達成に向け、次のスケジュールで取組みを実施する。

なお、進捗状況を勘案し、ロードマップと乖離が生じた場合は、評価・是正を行う。

表 3.7.1 目標に向けたロードマップ

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
経営戦略計画期間										
経営指標の検証										
水洗化率・ 収納率向上の取組										
投資財政計画見直し					●					●
使用料改定 の必要性検討					● (検討)	● (協議)				● (検討)
経営戦略の改定作業					●					●

7.10 経営戦略の進捗管理

経営戦略は、今後の本町の下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針となる。策定して終わりではなく、確実に事業を実施し、進捗度合いを管理していくことが重要となる。

事業の進捗については、総務省公表の経営比較分析を活用し、毎年度事業の進捗を確認する。また、3～5年に1回程度の経営戦略の見直しを行う計画とする。なお、社会情勢、経営、財政の条件が大幅に変更となった場合には、途中年度においても見直しを検討する。

見直しを行う際には、計画と実績の乖離及びその原因を分析することにより、PDCAサイクルを活用したスパイラルアップを図りつつ、様々な視点での検討を行う。



図3.7.1 PDCAサイクル